

第 3 回 大 山 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第 3 日)

平成 1 7 年 6 月 2 7 日 (月曜日)

議事日程

平成 1 7 年 6 月 2 7 日 午前 9 時 3 4 分開会

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 一般質問

通告順	議席番号	氏 名	質 問 事 項
1	1 8	沢田 正己	1. 町長の所信表明について 2. 財政問題について 3. 同和問題について 4. 果樹共済の補助について
2	3	吉原美智恵	1. 学校教育における地域との連携について 2. 学校警備について 3. ゴミ袋について 4. 広報無線について
3	2 0	西山富三郎	1. 執行部と議会の位置関係について 2. これからの市町村の使命について 3. わが町の監査について 4. 町道押平所子線から一般県道中高妻木線の 接続計画について
4	2	西尾 寿博	1. 大山についての具体的な施策と構想について 2. メディアの積極的な活用について
5	6	森田 増範	1. 情報通信基盤整備事業の実施について
6	1 1	諸遊 壤司	1. 合併協議決定事項の見直しについて
7	1 3	小原 力三	1. 合併初年度の当初予算編成に当たっての町長の 基本姿勢について 2. 大山町の農業政策について
8	8	岩井美保子	1. 大山町営住宅の賃貸システムについて 2. ゴミ問題について 3. 中山間地域直接支払い制度について 4. 防災行政無線のチャイムについて

			5. 役場正職員等の削減の推移について
9	4	遠藤 幸子	1. 団体活動に対しての補助金の削減について 2. 女性団体の育成について
10	1	近藤 大介	1. 財政見通見通しについて 2. 新町まちづくりプランの具現化について 3. 新大山町のまちづくりについて
11	14	岡田 聡	1. 増え続ける国保医療費の抑制対策について 2. 人権教育・人権啓発について

本日の会議に付した事件

日程第1 諸般の報告

日程第2 一般質問

通告順	議席番号	氏名	質問事項
1	18	沢田 正己	1. 町長の所信表明について 2. 財政問題について 3. 同和問題について 4. 果樹共済の補助について
2	3	吉原美智恵	1. 学校教育における地域との連携について 2. 学校警備について 3. ゴミ袋について 4. 広報無線について
3	20	西山富三郎	1. 執行部と議会の位置関係について 2. これからの市町村の使命について 3. わが町の監査について 4. 町道押平所子線から一般県道中高妻木線の接続計画について
4	2	西尾 寿博	1. 大山についての具体的な施策と構想について 2. メディアの積極的な活用について

5	6	森田 増範	1. 情報通信基盤整備事業の実施について
6	1 1	諸遊 壊司	1. 合併協議決定事項の見直しについて
7	1 3	小原 力三	1. 合併初年度の当初予算編成に当たっての町長の 基本姿勢について 2. 大山町の農業政策について
8	8	岩井美保子	1. 大山町営住宅の賃貸システムについて 2. ゴミ問題について 3. 中山間地域直接支払い制度について 4. 防災行政無線のチャイムについて 5. 役場正職員等の削減の推移について
9	4	遠藤 幸子	1. 団体活動に対しての補助金の削減について 2. 女性団体の育成について

出席議員（21名）

1 番 近 藤 大 介	2 番 西 尾 寿 博
3 番 吉 原 美 智 恵	4 番 遠 藤 幸 子
5 番 敦 賀 亀 義	6 番 森 田 増 範
7 番 川 島 正 寿	8 番 岩 井 美 保 子
9 番 秋 田 美 喜 雄	1 0 番 尾 古 博 文
1 1 番 諸 遊 壊 司	1 2 番 足 立 敏 雄
1 3 番 小 原 力 三	1 4 番 岡 田 聰
1 5 番 二 宮 淳 一	1 6 番 椎 木 学
1 7 番 野 口 俊 明	1 8 番 沢 田 正 己
1 9 番 荒 松 廣 志	2 0 番 西 山 富 三 郎
2 1 番 鹿 島 功	

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 …………… 小 谷 正 寿 書記 …………… 汐 田 美 穂

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 山 口 隆 之 助役 …………… 田 中 祥 二
 教育長 …………… 山 田 晋 代表監査委員 …………… 椎 木 喜 久 男
 中山支所長 …………… 河 崎 博 光 大山支所長 …………… 田 中 豊

総務課長	………	諸遊雅照	人権推進課長	………	近藤照秋
企画財政課長	………	後藤透	住民生活課長	………	福田勝清
福祉保健課長	………	松岡久美子	産業振興課長	………	渡辺収
地域整備課長	………	押村彰文	税務課長	………	坂田修
学校教育課長	………	高見晴美	社会教育課長	………	麴谷昭久
観光商工課長	………	福留弘明	水道課長	………	小西正記
農業委員会事務局長	………	高見公治	会計課長	………	金平隆哉

午前 9 時 3 4 分開会

開議宣告

- 議長（鹿島 功君） ただいまの出席議員は 21 名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1 諸般の報告

- 議長（鹿島 功君） 日程第 1、諸般の報告を行います。

本日までに受理した陳情は、お手元に配りました「陳情文書表」のとおり、所管の常任委員会に付託しましたので報告します。これで諸般の報告を終わります。

日程第 2 一般質問

- 議長（鹿島 功君） 日程第 2、一般質問を行ないます。

通告順に発言を許します。なお、関連質問は通告質問がすべて終了した後にお問い合わせしたいと思います。18 番 沢田正己君。

- 議員（18 番 沢田 正己君） 一般質問をしたいと思います。

大山町の新町長の所信表明についてお伺いするわけでございますが、私、町長の出陣式の時に出席させていただきまして、山口町長の町政に対する考え方を聞いて非常に感動いたしました。それに伴いまして各大山町の皆さんから「今の山口町長は、一体どんな人だいや」ということを聞かれた時に、私は「立派な方ですよ。立派な構想をしておりますよ」と申しましたけれど、実際に今日ここで私は町長の発想を聞いたのは、今日ばかりでなくて、初日の臨時議会なり、又この度の議会でも聞いておりますけれど、一般の方への知らせるのは、この議会で一般質問して初めて町民に皆さん方に、山口町長の発想、又構想、それをお聞きしたいと思います。若さに溢れている山口町長でございますので、その点簡単でよろしゅうございますから、一つご発表願いたいと思います。よろしくお願ひいたします。

- 議長（鹿島 功君） 町長。

- 町長（山口 隆之君） 沢田議員さんから過分なる期待の言葉をいただきまして、改めてまた、その責任の重さを痛感いたしておるところでございますが、先ほどございました

質問に対しまして、ご答弁させて頂きたいと思えます。

私が、新大山町の町長に立候補を決意して以来、私の新町に対する思いや政策などを様々な場面で町民の皆様に訴えてまいりました。皆様のご支援のお陰で町長に就任させていただきました。最初の臨時議会の折にも、ご挨拶の中で所信の一端を述べさせていただきましたが、この度沢田議員が改めてその機会をいただきましたので、その思いを申し述べさせて頂きたいというふうに思うところでございます。

前中山町の下池町長様、更には前大山町の黒田町長様のご理解と多くの皆様のご支援のお陰で、初代大山町町長に就任させて頂くことができましたが、私の課せられております最も大きな使命は、何と言っても2年余りをかけて多くの町民の皆様と議論を重ね、作りあげ、町民の夢と願いを託した新町まちづくりプラン、これを具現化することであり、町民の皆様や議員の皆様、そして職員の皆様と力を合わせてその実現に取り組んでいくことだというふうに思っております。

旧3町は、産業構造や文化・歴史も似通っており、昔から様々な交流は行われて参りました。町民の心のふるさと「大山」を新しいまちづくりのシンボルとして町民が心を一つにして、目的を共有化できれば素晴らしいまちづくりが展開されるものと確信をいたしております。以前にも申しあげましたが、新しいまちづくりに当りまして、私自身の目標として、7つの目標を掲げながら町民の皆様に訴えて参りました。その7つの目標、改めてこの場でもう一度述べさせて頂きたいというふうに思うところでございます。

1つ目は、大山を核にした産業の連携であります。全国的に知名度の高いこの「大山」を中核に据え、大山の恵み、大山ブランドとして農林漁業、商工業、観光などの連携をより一層強くする中で、産業の活性化に取り組まなければならないというふうに思っております。

2つ目は、若者定住の環境づくりであります。少子高齢化が進行する中で、次代を担う若者を定住できる環境を作ること、これは大変重要だと思っております。企業誘致などによる就労の場を確保することは勿論重要であります。若者が子供を育てやすい環境を作るため、子育て支援の施策を充実することも重要だろうというふうに思っております。更に地域の個性を活かした教育環境を整備すること、これも若者の定住につながる大切な施策だと考えております。ふるさとに愛着の持てる教育、子供の学力や意欲を引き出せる教育に取り組むため、学校教育の支援ができる組織を立ち上げることも検討したいと思っております。

3つ目は、地域福祉、地域医療の充実であります。新町は福祉施設や介護施設、医療施設などが大変充実している地域であります。これらの施設や行政がそれぞれの役割を確認し合いながら、医療・福祉・保険との連携をより一層充実し、誰もがいつまでも安心して暮らせるまちづくりができるというふうに思っております。

4つ目は、地域コミュニティの活性化であります。合併により行政区域が広がりまし

たが、合併の目的の一つは、行政の効率化、スリム化にもあります。合併による住民サービスの低下を招かないためには、やはり地域コミュニティを活性化させていくことが必要であろうと思っております。住民に身近な地域の課題は、まずは地域で話し合い、皆で力を合わせて克服できるような仕組みや意識づくりが必要だというふうに思っております。

5つ目は、人に優しいまちづくりであります。旧3町がお互いに歩んできた中で育まれてきた歴史・文化・伝統を尊重し合いながら、同じ目標に向かって課題を克服し、新しいまちづくりに取り組むわけですが、まずは町民同士が、積極的に交流することが必要であろうと思っております。お互いに違いを認め合い理解しあうためにも、人権意識の高揚を図ることが大切であろうというふうに思っております。誰もが明るく、心豊に暮らせるよう人権尊重の人に優しい、まちづくりを目指さなければならないと思っております。

6つ目は、地球に優しいまちづくりであります。地球環境の問題は、まちづくりの上で、避けて通れない大きな課題であろうというふうに思います。環境の問題は、地球規模で考え、地域で行動する、よく言われております。ゴミの分別の徹底や、減量化、資源の再利用の促進や省エネ対策の普及啓発、自然エネルギーの活用など、町民の皆様と目的を共有化の中で、身近にできることから取り組んでいただき、地球に優しい町づくりを目指さなければならないと思っております。

そして7つ目は、住民自治と行財政運営の取り組みであります。ご承知のように合併しても決して財政状況が好転するわけではありません。住民の身近な課題は地域で話し合い、住民自らが力を合わせて克服できるようにすることが重要だと思っております。そのためには、情報公開を積極的に進めて、住民と行政が課題を共有化し、お互いの役割を確認し合いながら共同のまちづくりを進めることが必要だと思っております。勿論行政においても今までの慣習にとらわれることなく、事務事業の見直しなどに積極的に取り組み、効率的な行財政運営に努めなければならないと思っております。

その他にも目標とすべき様々な課題が沢山あるかと思っておりますし、これから新たに生じるであろう課題も沢山あるというふうに思っております。一つ一つの課題に向き合う中で、私たちは誰のために、何のためにこの合併を選択したのか、もう一度問い直す中で、合併して良かったと喜べ合えるよう、町民の皆さん、議会の皆さん、職員の皆さんと共に手を携え、力を合わせて新しいまちづくりに取り組んでいかなければならないと思っております。私も与えられた使命を遂行するため、精一杯の努力を傾注して参る所存でありますので、皆様方の更なるご指導、ご鞭撻を重ねてお願い申しあげまして答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（鹿島 功君） 沢田議員、続けてください。正己君。

○議員（18番 沢田 正己君） ただいま町長の方より7項目に渡って詳しく所信を述べていただいたわけですが、若さと実行力のある町長さんに期待をかけながら今後、町財政を運営して頂きたいと思っております。よろしくお願いいたします。

続きまして財政問題に移りたいと思いますが、項目といたしましては、平成18年度以降の地方交付税はどうなのかということをお聞きしているわけなのでございますが、17年度の地方交付税を見た時に、44億6,000万円、これは100億円の総支出に対しまして、44.6%かなというふうに考えますが、44.5%ぐらいであろうかと思いません。そういう意味からいたしまして、総務課長の説明では、だいたい3町の16年度の地方交付税をそのまま合計して出したものだと言っておられますが、私、平成15年度頃には一般会計予算の50%はだいたい地方交付税で出ていたというふうに私は記憶しております。それから見てみまして、3町の地方交付税合わせて44億6,000万円、少ないなあ、少なくなったなという感じがしているわけなんです。

そういう意味からいたしまして、それで総務課長の言われるお言葉では、合併して10年位はこの金額だろうと私も聞いております。そういう意味からいたしますと、100億円の一般会計予算の中の歳出に対しまして、44.7%ということは非常に厳しいということは先ほど申しあげましたが、私たちが8年ほど前に、県の要望によりまして、文化会館の梨花ホールで地方分権についての説明がございましたが、その中で、勿論これは県の議員の中でも、常任委員長以上の役でございましたけれど、その中で地方分権の大きな目的は合併であると。合併するに当たって、県と県との合併もよろしゅうございますけれど、大体の目的としては30万から60万の人口でないと合併はスムーズにいきませんよと、いうことを聞いたことを思い出しております。それに私たちが聞いていて、「いや、鳥取県が2つになっだかいや、一つになっだかいや」ということを非常に感じたわけですが、鳥取県の片山知事も1万や2万の合併は非常に財政が苦しいですよということを言っておられました。

それで私がここで申し上げますのは、勿論我々もまた町長さんにおかれましては、今7項にわたって一生懸命やりますということを言っておられましてですな、私たちといたしましてでも、町長さんに期待をかけ、執行部の皆さん方にも期待をかけているわけでございますけれど、その18年度以降の地方交付税は一体どうなるのかということをお聞きしているわけなのでございまして、この辺につきまして町長さんのご答弁をお願いしたいと思います。

次に、三位一体による3兆円の減額の影響はどうなのかということも町長さんに質問しているわけですが、三位一体による3兆円の減税につきましては、各県の知事も一生懸命これに反発し、教育の問題、農業の問題はどうなるのかということをお聞きしてありますが、町長さんにおかれましては、どのような考え方でおられますのか、ご答弁をお願いしたいと思います。

それからここ3つめに書いておりませんが、特別交付税が、10年間にわたってだいたい合併特別交付税ですよ、それが10年間にわたってだいたいその100億円、あげようじゃないかということなんです、実際には30億円は自分のところで払って入るのは

60何億円かなというふうに感じているわけなんです、6月6日の日本海新聞を見た時に、特別交付税を、これを国としては2,000億円予算化しましたと、それでその中の500億円、2005年今年に予算組みましたと。ところが、実際に支払うのは30億円しか支払いませんと。あとの200億円はこれは補正で組みたいと言っておられまして、政府というものも、一体どういうものだろうかと私も疑問を感じているしだいでございます。そういうことについて、財政問題について町長さんのご意見をお伺いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） それでは、財政の課題についてのご質問に答弁させていただきます。

まず始めに、平成18年度以降の地方交付税についての質問でございますが、政府の経済財政運営の基本方針であります骨太方針2005が、去る6月21日に閣議決定をされました。地方交付税の扱いにつきましては、昨年末の政府与党の協議で、平成18年度予算まで、必要な一般財源まで確保するという事で合意をされておりましたが、今回の骨太方針の中でも再確認をされているというふうに思っているところであります。

また合併推進の為の財政支援策といたしましても、合併した市町村に対して、合併後10年間は合併がなかったものと仮定をして、毎年算定をした普通交付税の額を保障し、更に5年間は激変緩和措置をとる、ということが規定をされていますので、平成17年度から10年間は、合併後の新団体として算定した額、または旧市町村ごとに算定した額の合計額のうち、いずれか大きい算定額の10分の10、そして合併後11年目の平成27年度から5年間は激変緩和措置として減少額の9割、7割、5割、3割、1割がそれぞれ保障されることとされています。

しかしながら国は、2010年代初頭における基礎的財政収支、いわゆるプライマリーバランスであります、これの黒字化を年頭におきながら、財政構造改革を一層推進しようとしておりますが、地方公共団体にとって、財源保障機能と財源調整機能の役割を果たす地方交付税制度は今後も堅持すべきでありますので、地方6団体と連携を図りつつ地方分権の推進と税財源の移譲を強く訴えて参りたいと考えておるところでございます。

次に、三位一体改革による影響、3兆円の減税の影響についてのご質問でございますが、政府は国の財政再建を図るため、平成16年度から3ヵ年計画で、財政面での改革を狙いとした三位一体の改革を推進いたしております。

ご存知のように三位一体の改革と申しますのは、国からの補助金の廃止、国税の地方税への振り替え、地方交付税の見直し、のこの三つを同時に行おうとするものであります、考察してみますと、本来三位一体の改革は、地方財政の自立をめざす改革であるにもかかわらず、国の赤字を減らすために、地方への支出を抑制しただけの内容になっているように思われてなりません。

具体的に言いますと、税源移譲を伴わない補助金負担金の一方的な廃止であり、地方交付税についての議論がまだ十分なされていないというのが現状だろうというふうに思っています。

三位一体の改革の影響額はということですが、改革が行われます以前の平成15年度予算と改革が行われました平成16年度歳入予算額を単純に比較いたしますと、国庫負担金の児童福祉費負担金、保育所運営費負担金がおよそ8,000万円、県負担金の児童福祉費負担金保育所運営費負担金がおよそ4,000万円削減された事に伴いまして、単年あたり3町合計で1億2,000万円程度の減額でありましたが、普通交付税の基準財政需要額において、国庫負担金の減額部分の3分の2程度6,000万円が措置をされておりますので実質的な影響としては、6,000万円程度の減額になったのではないかなど、理解をしておるところでございます。

最後に、合併特例債のことではないかというふうに思いますが、ご質問がございました。合併特例債、この新大山町におきましても約100億円程度の支出が許可されるということではありますが、これにつきましては、合併協議会の方の協議の中でも、いたずらに合併特例債を活用するというのではなく、必要最小限な事業に対して、有利な制度であるこの合併特例債を活用すべきという基本的な姿勢の中で、事業計画に取り組んでいるところでございます。

ただその合併特例債の適用の範囲というのが、総務省なり、それぞれの自治体なりの判断の中で少しまだ十分に整理されていない部分があるのではないかなどというふうに思っているところであります。我々としては、決して合併特例債というものを目的として、それをえさとして、それに食いついた合併をしたつもりはございません。ただ少なくとも合併によって、有利な施策として取り組める合併特例債があるならば、いずれにしても、住民にとって、まちづくりにとって、実施しなければならない課題に有利な制度である特例債を活用する有利な制度である特例債を活用するということは、これからも検討していかなければならないというふうに思っておりますが、その活用方法について、やはり我々自治体の思う計画の中で充当できるような体制づくり、これを強く求めていかなければならないというふうに思っておるところでございます。以上です。

○議長（鹿島 功君） 沢田議員。

○議員（18番 沢田 正己君） 町長の力強い決意を聞きまして私が特例債のことを特に気にして申し挙げましたのは、何年には幾ら何億円入りますよ、何年には何億円入りますよという合併協で計画がありましたので、それがありましたので改めてお聞きをし、本当にそれだけのお金はいらんだらうかという疑問を持ちましたので、お聞きしたような次第でございます。

次に、同和問題についてお伺いしたいと思います。平成14年に地域改善法が法切れになりまして、その後の町長の考え方、それから12年11月30日参議院を通過した人

権施策推進法、これはどのように考えておられるのか、町長さんなり又教育長さんにお聞きしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 同和問題についてのご質問にご答弁をさせて頂きたいと思ひます。

まずはじめに、平成14年に地域改善法の法が切れました。その後についての考え方はということでございますが、地域改善対策特定事業後におきましても、同和対策審議会答申の精神を踏まえて、今後とも国や地方公共団体はもとより町民一人ひとりが同和問題の解決に向けて、主体的に努力していかなければならないと考えております。そのためには、それぞれが自分自身の課題として、同和問題を人権の視点からも捉え、解決に向けて努力する必要があると強く認識しておるところでございます。

次に、人権教育啓発推進法はどのようにとらえているかというご質問にお答えします。

お尋ねの人権教育及び人権啓発の推進に関する法律、いわゆる人権教育・啓発推進法は平成12年12月6日に公布・施行されております。

いうまでもなくこの法律は、部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃と人権確立に向けて教育・啓発を推進することを目的とした法律であります。

これにより国及び地方自治体は、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、実施する責務を有するものとされており、また国民の責務としても、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならないとうたわれております。したがいまして、本町でも同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決に向けて、積極的に人権教育と啓発に推進してまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（鹿島 功君） 教育長。

○教育長（山田 晋君） 人権教育啓発推進法について、教育行政の立場からどのように考えるかという沢田議員さんのご質問にお答えしたいと思ひます。

この法律の特にこの人権教育というあたりが、教育に任された領域かなとこういふぐあいに考えておるところでございますが、ご承知のとおり、この法律には人権教育の基本計画や、施策についてうたわれておりますので、この主旨に沿って学校教育、社会教育の両面から、教育行政を行っていきたいと考えております。

学校教育では、小中学校の同和教育を充実したり、或いは社会教育では研究大会や懇談会などを開いて、同和問題の学習機会を設けたいと、展開していききたいと、こういう具合に考えております。また同和地区の子供たちの進路保障を確立しながら、町長部局とも連携を深めて総合的に人権教育の推進を図っていききたいとこういふ具合に考えておるところでございます。以上です。

○議長（鹿島 功君） 18番、沢田 正己君

○議員（18番 沢田 正己君） 同和問題につきましては、私がここで質問するまでもなく、事実行政といたしましてでも、学校といたしましてでも努力して頂いておりまして敬意を表したいと思います。特にこの法の切れた時に、片山知事が、差別が無くなって法が切れたならこれもいいと、だがしかし差別がある限りは、これを続けなければならないと言ったことを私は胸に納めておりますが、町といたしまして、学校教育にいたしまして、一生懸命努力して頂いていることにつきまして、どうもありがとうございます。

続きまして4番目に、果樹共済の補助についてでございますが、現在予算書を見ますと、150いくらかの補助がついております。町長さんもお承知のとおり、平成13年度に掛け金が3割あがったと、こりゃ大変だということで、共済組合のほうから賛助をはじめ、各町に向かって何とか3割補助したってごさんかということで、続けてきていただきまして、4年間続けてもらいました。

続いて今年もお願いしますということで、参事、それから果樹部会の部長もきて陳情にあがっているしだいでございます。

そういう意味から致しまして、私がここで申しあげたいのは、ご存知のとおり、今年はこのような干ばつで一体梨がとれるだろうか、とれんのだろうか心配をされているさなかに、この補助をつけていただきまして、これも果実部が2分の1、行政が2分の1ということで、3割の負担をお願いしているわけでございますが。

ところが、この3割、今年分にはつききましたよと、来年はどうなんだろうかということ町長さんに質問し、お願いするわけでございますが、如何なものなのでしょうか。

それとこれだけの干ばつがあって、勿論通告は致しておりませんが、一体どのような対策をとられるのか、まあここに小谷県議も見えておりますので、小谷県議にもそのことを詳しく申し上げてですな、何とか対策が取ればなあという考え方で、ここで一般質問させていただいておりますのでよろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 果樹共済の助成の考え方についてご答弁をさせて頂きたいと思っております。

この事業は、農業災害補償法に基づき取り組まれております共済事業の一つでありまして、梨・ぶどう・桃・柿などが対象作物となり気象上の原因による災害、病虫害、鳥獣害、火災などで被害を受けたときに、果実の減収に対して共済金を支払う制度であります。

この制度は農家と国が掛金を出し合っておりますが、梨栽培農家の経営安定や生産力の向上を図るため旧中山町、旧名和町におきましては共済掛金の一部を助成をしております。新町におきましてもこの二十世紀梨、いや梨であります。古くからの地域の経済を支えてきた産業の核となった特産品であります。そういった梨をこれからもずっと守り続けていかなければならない、そういった思いの中で栽培農家の経営安定、生産力の向上に寄与するため引き続き助成をまいりたいと考え、本議会におきまして本年度の予算を

計上させていただいたというところでございます。また、平成18年度以降についてもその重要性、先ほど申し上げました考え方の中で調整は必要だろうというふうに思っているところであります。何らかの形でこの取り組み継続していく必要があるのではないかと考えておるところでございます。

また、現在の干ばつの対策についてのご質問も頂きました。平成6年、大変大きな干ばつがございました。その時と同じような状況ではないかということで、あちこちからお話を聞いております。また具体的に、その干ばつによる被害等について、直接的な声は多くは聞いていないところでありますが、まだまだ雨が降らない状況が続くという天気の状況もあろうかと思っております。この対策につきましても、その必要な対策について、県も含めて協議をし、必要な対策をとる体制づくりはして参りたいというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○議員（18番 沢田 正己君） どうもありがとうございました。これをもって一般質問を終わります。

○議長（鹿島 功君） 次、3番 吉原美智恵君。

○議員（3番 吉原美智恵君） まず、最初に町長及び職員の方々の施政に対する積極的且つ熱意溢れる仕事ぶりに対して、心から敬意を表するものであります。では質問に移ります。

教育長に質問いたします。学校教育における地域との連携について質問いたします。

これまでの学校教育では、保護者・教師・子供の意思のコミュニケーションが不可欠であったが、子供の少子化と保護者の意識の変化に伴って、地域との深い関わり、子どもたちをともに見守っていく眼差しが必要になっていくのではないかと感じております。

例えば退職された教員の方、花作りや野菜作りに詳しいお年寄り、本や美術に知識の深い方等、単なる交流だけではなく、ボランティアとして学校運営にかかわっていただく方向性はあるのでしょうか。以上です。

○議長（鹿島 功君） 教育長。

○教育長（山田 晋君） 吉原議員のご質問にお答えいたします。学校教育の地域連携についてのご質問でしたが、本町の小学校6校、中学校3校の学校では地域社会とのかかわりを深めながら、特に開かれた学校、こういうものを目指しているところでありますが、特に議員の質問にもありましたが、授業時間に地域の方々をゲストティーチャーとしてお呼びして学習の成果等をあげているところであります。

幸いにも町内には、各界でご活躍の方が沢山おいでですので、主として小学校では生活課や、総合的な学習などで、中学校では教科指導、或いは放課後の部活動などで、地域人材の活用を図っているところであります。

例えば、小学校の生活課では、昨年は地域のお年寄りとの遊びをしながら、交流学習

を重ねたり、或い中学年等では、梨作りや田植えなどの農業体験、また広く平和学習、環境問題、人権学習、福祉学習など、更には放課後に読み聞かせボランティアなど、利用活用しておりまして、郷土での活躍をして頂いてる方の力を借りて、学校教育は充実しておると実感しておるところであります。

方法については、学校によって若干違いがありますが、ゲストティーチャーとして人材バンクというものを作って、それに登録をしていただき、必要に応じて学校がお願いをしておると、こういう形が多くあります。

従って合併により、大山と町という地域が広がったこともありますので、活用場面について広域でしたらどうかと、こういう具合に学校に指導しておる、そういうところあります。以上です。

○議長（鹿島 功君） 吉原美智恵君。

○議員（3番 吉原美智恵君） 了解いたしました。次に、学校警備について質問いたします。

学校の警備は現在、夜間のみになっているようではありますが、現代において生徒が居る昼間も何かあったときには警備員がかけつけることのできる体制をとるお考えはないでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 教育長。

○教育長（山田 晋君） 昼間の学校警備についてお尋ねですが、議員のおっしゃるとおり、昨今の学校内での事件や事故というこういう発生状況を見ますと、学校の安全確保というのはとても重要なことだと思っております。町内の小中学校では、授業時間中に不法な侵入者があったというような事を想定して、教職員の不審者対応の訓練を行ったり、また児童生徒については、地震や火事だけでなく、侵入者を想定した非難訓練を計画的に実施をしているところあります。

一方、八橋署のパトカーによる学校巡回や地元の駐在所の定期パトロールなどをして頂いておりまして、安全対策に万全を期しておる、そういう現状から、昼間の警備員配置については考えておりません。いずれにせよ、学校の危機管理や事故防止に万全を期すようあらゆる知恵を絞っているところあります。以上です。

○議長（鹿島 功君） 吉原美智恵君。

○議員（3番 吉原美智恵君） ただいまのお答えですけれど、2、3旧名和町内の学校を廻らせていただきまして、確かにボランティアとして野菜づくりとかそういう詳しい方に来ていただいて実際に関わっておられるのは聞きましたが、警備についてもですね、警察のOBとか、もしかすれば自衛官のOBとか、そういう方もおられるのかも分かりませんので、もしか予算の問題だけでしたら、そういう方ともまた連携を取り合って、全体で子供を見守っていくという姿勢はいかがでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 教育長。

○教育長（山田 晋君） 吉原議員さんの再質問にお答えいたします。町内の小中学校の子供たちの安全をどう守るかというのは、授業時間のみならず、学校の登下校も含まれるものでありますので、1453名、小中学生今いますが、こういう時にPTAの方々であるとか、或いは今おっしゃった町内のいろいろな経験豊富な方、或いは交通指導員などのそういう方の力も借りながら、多様な面で子供の安全確保というのに努めて参りたい、こういうぐあいに考えておるところです。以上です。

○議長（鹿島 功君） 続けてください。吉原美智恵君。

○議員（3番 吉原美智恵君） ゴミ袋問題について質問いたします。ゴミ袋一律100円についてお尋ねします。

ゴミ袋が合併に伴い1枚100円ということになりましたが、旧名和町・旧中山町の住民は十分納得しているとは言いがたい状況であります。たかがゴミ袋問題とはいえ、ゴミの問題は、毎日の生活に直結しており、住民と行政の信頼関係を築く上でも、現在100円でスリッパが1足が買えるような時代に、1袋100円という値段の決定した経過とその内訳をお聞きいたします。質問相手は町長であります。

○議長（鹿島 功君） 吉原議員、次の2番の質問も続けてしてください。

○議員（3番 吉原美智恵君） はい、分かりました。ゴミ袋配布方法について、お尋ねいたします。

少子高齢化の中で、乳児を抱えた核家族では、夫一人の収入の中で、子育てに苦勞しながら、その上に厳しい家計のやりくりを強いられている現状があります。その中で今紙おむつ使用のため、普通家庭よりもゴミ袋が私の調査では、新生児一週間に一袋余分にいるという状況であります。また、家計の中でのゴミ袋1枚100円の比重が大きくなっています。

また、家族の少ない高齢家庭では、今のゴミ袋の半分の大きさのものが切望されています。と、言うのは週2回生ごみの収集がありますが、どうしても生ごみとなりますと、こんなに暑いとまた一袋で、その次の一週間ためるということも出来にくい状況があります。ですので、いろいろな先のことを踏まえられて、ゴミ袋の問題についてキメ細かい再検討をされるお考えはないのかお尋ねいたします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 吉原議員さんのゴミ袋の問題についてのご質問に答弁させていただきます。

はじめに、ゴミ袋の一律100円ということについてでございますが、これは合併協議会で、ゴミの減量についてどのように取り組むのかという議論された中で出た結果でございます。

町内のゴミの排出量は年々増加する傾向にありまして、鳥取県西部の最終処分場の残容量を考慮した場合、何らかの廃棄物の排出抑制策が必要です。このため、合併前の大山町

で行なわれておりました町民への負担方式を採用することになったものであります。すなわち、一定量の無料の配布を行ない、それを超える量を排出された方については、相応のご負担をいただくという方式をとることにより、ごみの減量化を促進し、処理にかかる費用を抑えることが目的であります。

なお、可燃ゴミ処理の単価につきましては、処理にかかる経費等を考慮し、10キログラムあたりの手数料を200円と現在いたしております。可燃ゴミ用の袋に入るゴミの量は平均で約5キログラムでございますので、可燃ゴミ用袋1枚あたりの単価は100円という事に定めたという経過でございます。決して100円がゴミ袋の原価、製作の原価という意味ではないということでございます。

次に、ゴミ袋の配布の方法についてということでございますが、無料配布の枚数は家族の人数によって異っております、基本的には家族の人数が多くなるほど無料配布の枚数も多くなっております。これは、先に申し上げましたように、ゴミの排出抑制の考え方に基づいた計算方法でありまして、各家庭のご事情等はお察しいたしますが、その上でも、各家庭からのゴミの量を減らしていただくよう、ご理解、ご協力をお願いするものであります。

また、ゴミ袋のサイズにつきましても、種類が多くなると出し方が便利になる反面、袋の制作費が割高になる可能性もございます。現在のもとは異なるサイズのゴミ袋の導入は、今後のごみの排出量等の動向を見ながら慎重に検討すべきであるというふうに考えておるところでございます。以上答弁終了。

○議長（鹿島 功君） 吉原 美智恵君。

○議員（3番 吉原美智恵君） 先ほどゴミ袋の決定した経過は概ね了解いたしました。それで、指定ごみ袋の無料配布のまず人数の設定ですけれども、1～3人は80枚になっております。それで1年間は52週ありまして町長の言われるように環境を考えますと、確かにのおの努力せねばならないと思っておりますけれども、この乳児を抱えた家庭では、さっき言いましたように一週間に一袋余分に本当にいるんです。そうなりますと、80枚でもともと52週ありますと104枚になるかと思うんですけれども、一年間の標準的に言いまして、その上に24枚足りない上に、新生児を抱えますと52枚いることになります。そういう単なる計算ではありますが、今、子供を抱えた若いお母さんは、何十円安いと言って、一生懸命広告の紙を見て生活費を立てております。その中で100円というのは本当に負担が大きいものですから、一般家庭に対しては、今の状況でこの足りる枚数で減量に努めるべきだとは思いますが、環境に対しても、ただこの乳児家庭とか、それから高齢化の方々のそのゴミ袋、半分のゴミ袋が欲しいというそういう一般家庭以外の困っている家庭、そういう家庭に対してもう一度細かい検討をお願いしたいと思っておりますが、いかがなものでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 吉原議員さんの再質問にご答弁させていただきますが、おっしゃる事情もそれぞれの個々の事情の中では私自身も理解する部分はございます。ただ、それぞれの家庭、それぞれの世代、それぞれの地域の中での事情あるかと思いますが、今のごみ問題、ごみ袋の問題、それが今一番、合併した後、住民の皆さんに直接的に関わるがごとによって関心が深い課題だというふうに思っております。取りあえず今、運用しかけてみたところでございます。さまざまな課題等をこれからご提案頂きながら、少し時間をかけて検討していく必要があるというふうに思っております。今、おっしゃいましたような課題につきましても、余り細かくすることによって逆に行政の手が、逆に加えなくてはならなくなって人件費が加わり経費がかかるということでもいけませんし、いずれにしてもそこらへんのところの費用対効果も含めながら、検討をしていく課題の中に入れていただければと思っております。以上でございます。

○議長（鹿島 功君） 吉原 美智恵君。

○議員（3番 吉原美智恵君） 防災行政無線についてお尋ねします。

旧名和町では、10時に健康体操また3時にもチャイムが鳴らされて、外で働く農家の方達は、時報代わりとなっていて大変便利でありました。今、旧名和町では、芝を出されたり、外で働く方、中山町も大山町もそうだろうと思いますが、沢山おられまして、現在その時報代わりの放送がなくなって、困っているということをよく耳にいたします。

家庭にいる方や、事務所内の人たちには静かになってホッとしている方もあろうかと思いますが、実際に私自身が田植えの日に一日中外にりましたが、休憩やらお昼やら、作業に熱中していると時間が分からず、困った経験をいたしました。せめて10時と3時の時報代わりに何か音楽でも流されてはどうでしょうか。以上です。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 広報無線放送についてのご質問に答弁をさせていただきます。

防災行政無線の設置につきましては大山町防災行政無線施設条例に基づき、町内50カ所に屋外拡声受信機が設置され、各家庭に設置をされた個別受信機とこの屋外拡声受信機を活用して、町からの広報やお知らせ、非常災害・緊急事態の通報及び連絡をしているところであります。

さて、屋外で農作業をしておられるみなさんが時間を知るひとつの手段として、午前10時と午後3時に時報代わりの音楽放送を流されてはどうかというご質問であります。現在の定時放送の時間及び正午、午後5時の時報のチャイム放送につきましては、西伯郡東部合併協議会の幹事会の中で旧3町の状況を勘案しながら、大山町の例によるとして決定されたものであります。現在、旧町の3町の状況につきましては、お手元のほうにある資料の通りです。

また、乳幼児や病人を抱える一部の町民のみなさんや屋外拡声受信機の付近の住民のみなさんからは、防災行政無線放送の音声・音量がうるさくて、普段は個別受信機の電源を

切断し対処している等の声も多く耳にしておりますところでございます。

災害時の緊急事態の周知が、この防災行政無線設置の大きな目的でありまして、緊急時の通報、伝達の目的が果たされないという最悪の事態は回避すべきと考えておりますので、当分の間は現状のとおりとし、今後において実態把握に努めながら、方針の決定をしてみたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようによろしくお願いいたします。

○議長（鹿島 功君） 吉原 美智恵君。

○議員（3番 吉原美智恵君） 今言われましたように、確かに防災無線でありますので、時報代わりというのはちょっと向き不向きではあるかと思えますけれど、ただいろいろな家庭があると思えますけれど、これまでの無線は健康体操とか、名和町で言えばちょっと長かったですし、農作業しておられる方にとっては、時計など出来ませんので、本当に不便をしているということもありますので、それぞれの家庭がいろいろ抱えているかと思えますけれども小さいことではあるか分かりませんが、日ごろの毎日毎日の積み重ねが暮らし易い町であるかどうかを決定すると思うんです。この先は、あまり無理を申し上げてはいけませんが、区長を通して一度住民のアンケートをとっていただけたらと思います。本当にみなさんの要望していることは何なのか、チャイムに関しても単なるチャイムであれば、乳児が急に起きてっていうことは無いかも分かりませんが、長く健康体操とかそういう場合が迷惑だったかも分かりませんが、出来たらそういう方向性というか、そういう住民の方々の要望を決め細かく受け止めるという、そういう姿勢、そういう町政をこれからは忘れていただきたくないと思うのですが、その辺で、町政としては、大きな大きな大きな問題があるかと思いますが、再度になりますが、区長を通してアンケートなど取られるお気持ちはないでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 吉原議員さんの再質問にご答弁をさせていただきますが、決して住民の皆さんの声をおろそかにする考えは全く持っておりません。さまざまな住民の皆さんには利害があるわけございまして、一つのことにしても、様々、相反するご意見もあるわけございまして。防災無線による時報の伝達の方法、これにつきましても先ほど申し上げましたように、必要とされる方もあれば、必要としないという声も沢山あるわけでありまして。乳児が起きたり、高齢者の方が、びっくりされるというのは、決して私は長さではないと思っております。パンッと鳴り出す時の、静かな状態から鳴り出すという音が、その真下に住んでおられる方もあるわけでありまして、そういったところからの声だというふうに思っております。したがって、音楽から体操からチャイムに変わったから影響はないだろうということではないんだなというふうに私は思っております。

そういった中で、屋外の方々に対してのある程度の目安としての時間をお知らせするというところの中で合併協議会の中で協議をして方向性を出したのは、午前の終わり、昼とそれから5時夕方という二つの時間を設定したんだなというふうに思っております。

ただ昼の12時というのを、実は旧中山のほうから声があって11時半ということに鳴らしています。それで12時になって帰っても12時半だったという話になりますので、11時半ころに鳴らして欲しいというようなことで、それを対応している事例もあるわけでありまして、10時と3時というのが必要かどうか、10時と3時が鳴らすなら12時と5時が必要ないのか、そういったことも考えていかななくてはなりませんし、或いは人によっては9時に欲しい、いや4時にもいる、子供が帰る時間は4時だからなんていうことも出てくると思います。いろんなことも含めまして、これは様々な皆様のご意見を集約する中で、最低限この目的を損なわない形で、この防災行政無線を使っていく、そういった考えの中で整理をしていかなければならないと思っております。

今、各区長通してアンケートをとということでもございました。各区長を通してアンケートが必要なかどうか、或いは区長さんにお集まりいただく機会がございます。その場で、区長さん方のご意見を聞くということも必要であろうというふうに思っておりますので、何らかの形でまた町民の皆さん方の声をお届け頂いて我々としては、そのお声を判断する中で必要があれば検討を加えていきたいと思っておりますが、当分の間この時間帯で取りあえず対応していくということでございますので、ご理解をお願いいたします。

○議員（3番 吉原美智恵君） 了解いたしました。

○議長（鹿島 功君） ここで暫時休憩いたします。

午前10時36分休憩

午前10時47分再開

○議長（鹿島 功君） それでは、再開します。次、20番、西山富三郎君。

○議員（20番 西山富三郎君） 通告にしたがいまして、4点質問をいたします。

始めは執行部と議会の位置関係、簡単に言えば、町と議会の関係ということであります。

全文を読みます。執行部と議会は車の両輪という文句をよく聞きます。これは地方自治という共通の目的のために協力していこうという精神論としてはいいかもしれませんが。しかし、執行部と議会との機能関係論としては、全くふさわしい例とは言えないと思っております。大統領制を採る現行地方自治制度のもとでは、執行機関と議会は明らかに対立的に位置づけられております。「チェック・アンド・バランス」抑制と均衡、「バランス・オブ・パワー」勢力均衡の位置にあります。緊張関係の中に誤りなき行政執行と住民意志の反映を期待してつくられた制度であります。

地方自治法に基づく議決事件は261あると認識しております。地方議会に与野党の関係などナンセンスで、いつでも全員野党になり得る是々非々体制こそ使命であるという持論を持っています。矜持（能力と誇り）の関係を大事にすべきという意見であります。権力を握った人間は本来的に墮落しようとする傾向性を持つものであります。公務員、つまり権力担当者の私心、わたくしごころに出る不正が自治体機能に関する最大の問題であります。

す。

審議・批判・監視の分野を受け持つ議会は、開かれた町政・開かれた議会こそ住民から選ばれた議員が住民に返す最大の仕事だと思っています。そこで一つ、車の両輪論を如何に認識しているか。二つ、議会の使命・議員の職責をどう期待するか。三つ、邪は正に勝たずの行政を貫くか。であります。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） それでは西山議員さんご質問に答弁をさせていただきます。

平成12年4月に地方分権一括法が成立したことによりまして、地方分権が本格的に動き出すことになりましたが、地方公共団体におきましては、議会と首長が相互独立の立場に立って、対等協力関係の中で抑制しあい、その均衡のうえに健全な行政の運営が行われることが期待されるようになりました。

両者の対等と協力の関係により、行政が円滑に遂行されることになるため、「車の両輪」といわれる所以であります。議会と首長では機能的役割が相違していますので、それぞれの職務権限を踏まえ、相互理解のうえ節度ある権限行使を行うべきであると考えております。

次に議会の使命、議員の職責をどう理解するかということではありますが、地方分権により首長は国の機関としての立場から開放され、地域住民の代表として職務を遂行することになりましたが、一方議会は同じく地域住民の代表として、首長や行政活動に対し民主・公平・透明・効率の観点から、監視、牽制、批判機能を果たしていただくことであろうかと認識しておりますし、さらには、審議・立法機関としての議会機能を強化するという観点から、是々非々の立場で私ども執行部に対しまして政策提言をいただくことも有用かと考える次第であります。以上でございます。

○議長（鹿島 功君） 西山富三郎君。

○議員（20番 西山 富三郎君） 以前の名和町議会では、議会活性化調査特別委員会を作ってこの問題に取り組んできたんです。丁度今日、議長が配布されましたことが、国のほうに議決をしてあげようとしております。それはやはり機能関係の確立ということなんです。議会側から言いますとね、まず変えなきゃならんのは、不信任と解散制度の見直しなんです。町長を不信任すると我々が解散を受ける。このへんの投票要件をどうするかということがありますですね。それから議会招集権がですね、議員にはないわけです。町長だけしかない。これはやっぱり議長にもっていかんとですね、議会の権限がここ上がってこないと思うんです。それから町の再議権の見直しですね、今、智頭だとか大栄とかが出しておりますですね。この問題が出てきますね。

それから、専決処分要件の見直しです。先日、教育民生常任委員会を開きました、あとの項でも出ますけれど、例えば審議会等がですね、原案提案でお互いに白紙で委員と執行部がですね、議論をしながら議案を作って出していくならいいわけですね、執行部が出し

たのをはい了解というふうなことがない、白紙の状態で臨む、審議会等にいかないけんわけですので、専決処分というものは、全般に渡りますけれど、大事にして頂きたいというふうなことを言っております。それから、特に関係がありますから言っておきますけれど、今、委員会が一人一委員制度ですけれど、これだけ多様化する議会にあっては、一人の委員が二つも三つも、三つもというのはどうかと思いますが、入ってもいいというふうなことが出ております。そういう状況であるということです。車の両輪論は、今町長が申しましたように、議会が議会の使命を果たすことなんです。議会が町長のところにいて、議員が、仕事くださいとかああいうことをしてくださいというようなことはもってのほかです。

例の議員の使命と職責ということは、住民の代表たる議員の本来の姿、そのものだと思いますが、時間がありませんので、邪は正に勝たずということの内容に触れたいと思います。

先日、ある職員がですね、少し公務員に相応しくない行動をしましたよと。私、その人とお話をしましたけれど、えらい大層な剣幕で発言してました。まだ若いあんちゃんかなというふうにみましたけれど。

聖徳太子の17条憲法はようご存知ですね、今から1400年ほど前です。ちゃんとその頃にですよ、こういうことを言ってますよ。まず、役人は物欲を捨て、人民の訴えを公平に裁かねばならない、収賄の禁止です。善を勧め悪を懲らしめよ、それぞれの任務に乱れないようにせよ、部下の功績と過ちに対して、賞罰を正しくせよ、役人は勝手に人民から税を取ってはならない。私益を否定して公益を促進するのが役人の道である、重大な事柄は一人で決めてはならない。これ聖徳太子が1400年前に作った、今の行政にピタッとあてはまると思いますよ。

そこで新大山町の初めての町長ですから、ある町長は悪いことせん、筋が通つとる、これが住民とともに進む、最大の公約だと思うんです。邪は正に勝たずの行政を貫かれますか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 西山議員さんの再質問にご答弁をさせていただきます。先ほどご指摘をいただきました件でございますが、具体的なのは承知はしておりませんが、やはり私どもおっしゃるように、公正公平な立場の中で、住民の皆さんの意見を聞き、公の立場で判断をし、行政を進めていくべきだという思いは全ての職員で共通理解をしながらすすめていくべきだというふうに思っておるところでございます。以上です。

○議長（鹿島 功君） 西山富三郎君。

○議員（20番 西山富三郎君） えらいその1400年ほど前の話をしましたので、今度は新しい話をします。

先日私は、危機管理をどのように分類されるかということの中にもですね入ってるんで

すよ。どこに入るかと言いますと、まず、自然的災害があります。人為的災害があります。行政的危機というのがあって、社会的危機というのがあって、経済的危機、この行政的危機の中に我々が心配する財政破綻、汚職、個人情報流失というのがあって、職員共々住民に答える真摯な姿を簡単でいいですから、再度お尋ねいたします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 西山議員さんの再質問にご答弁させていただきますが、先ほど申し上げましたように、私も職員ともども今の公務員という立場をきちっと踏まえながら、様々な住民の皆さんの意見をしっかりと受け止め、その中で、公平・公正な立場でその判断をし、行政運営をしていくと、先ほど申しあげましたが、そういった姿勢をあくまでも我々はきちっと確認をし合いながら、取り組んでいくということを思っておるところでございます。

○議長（鹿島 功君） 西山富三郎君。

○議員（20番 西山富三郎君） 次の問題に入ります。2番目は、これからの市町村の使命という問いであります。

片山鳥取県知事は、これからの地方自治は、国・県の出した政策を一生懸命「咀嚼」しゃくすることではなくなる。現場の目から見ておかしいと思う政策ならその視点を信じた業務を遂行して欲しいと市町村を激励しています。

地方分権時代を迎え、上位下達の姿勢から脱し、「住民のために何をなすべきか」「下向きになって考えて行う行政」、いい言葉だと思いますよ。下向きになって考えて行う行政に転換しなければならない。住民参加のため何を選択し、そこから何を創造するかと新しい発想で考えるところに市町村の重要な使命があると思います。

地方行政は、そこに住む住民の幸せを高めるために存在します。地方自治は、民主主義を育てる唯一の学校・試験場として大きく寄与、貢献することが期待されています。住民参加・選択・創造の時代に向かっているが、町民一人一人の個性の確立、自我の目覚めが十分でないように思います。自己の責任を如何に果たすべきか、相互の連帯意識も十分に育っていないように思います。行政に任せきりの感は否めないところでもあります。そのような方々も多々おられます。住民参加の名のもとで、審議会・協議会等を設けておりますが、原案なしの自由な討議が乏しいように思っております。

社会的責任を伴うのが、町民の基調であります。又、それを保障する機会を与えるのが行政であります。一国の民主主義は末端市町村から積み上げ、それを基盤として築き上げることであるといわれております。一つ市町村優先の原則とはどういうことか、実践しておられますか。二つ国際的にも補完性の原理が説かれておりますがどういうことですか。三つ住民参加、選択・創造・法務能力を高める政策と実践はいかがですか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） これからの市町村の使命についてというご質問に答弁をさせて

いただきたいと思えます。

地方分権一括法によりまして、地方自治法に新たに国の役割と地方自治体の役割が規定されたことにより、地方自治体は、中央政府と並存する行政機構の一つとして位置づけられるようになりましたが、この改正はどちらかといえば機関委任事務の廃止など、主に法令制度面での改正にとどまり、国と地方の力関係の最も大きな要素である権力や税源移譲の面では、国と地方の関係は、対等とは程遠く国への従属という立場にありました。

しかしながら、近年鳥取県知事をはじめとする改革の旗手の登場により、地方自治の本旨に基づく、自らのまちづくりは自ら考え、アイデアと知恵を出し合うことにより国に先がけて政策を作り出す、つまり「末端」から「先端」への潮流ができつつあるように感じております。

ご質問をいただいておりますような、様々な原理・原則は、残念ながら理解し切れないものがありますが、地方行政の究極の目標目的は、地域住民の福祉の増進を図ることであり、地域における行政を、自主的かつ総合的に実施することでもあります。

いうまでもなく地域社会における主人公は住民一人一人であり、議会や首長は主人公であります住民のみなさんの信託を受けて行動する代行機関でありますので、住民に密着した住民本位の行政を展開してまいりたいと考える次第であります。

ジュン・ブライスという学者は、西山議員さんご指摘のとおり、その著書「近代民主政治」の中で、地方行政への住民参加は「民主政治の最良の学校であり、その成功の最良の保証人である」と説いております。

住民のみなさんが、行政に参画されることは創意と工夫に基づき地域の課題を自主的に解決していくことにも繋がり、民主社会に生きる住民としての自覚と公共精神が涵養されるため、健全な地域社会の形成においても重要でありますので、今後におきましても住民参画の機会拡大に努めてまいりたいと考えておるところであります。

以上で答弁を終わらせていただきます。

○議長（鹿島 功君） 西山 富三郎。

○議員（20番 西山富三郎君） 民主主義の学校の著書が出ましたからこの項はいいとしましょう。

補完性の原則というのは、どなたさんですか、地方自治法が改正された一番新しいのはいつですか。私はあそこの1条に出ておると思うんですよ。地方分権、地方分権って言いますけれど、地方分権って一体何なのか、自治法の一つに出ておると思うんですよ。そりゃあこれまでかつて、フランスやドイツの影響をうけて、三新法の時代から明治の市町村制都府県制の時代は、フランスやドイツの影響でしたよ。自治法が出来てから日本の流れですよ。だから、自治法の第1条がどういうふうになっているか、そこに私は市町村優先の原則が出ておると思うですよ。お答えが無いようですからね、私どもはね、私はこれ以外しか言いませんから、地方議会人という冊子を、これを見ておるですよ、地方議会人。

私は議会人です。生まれつきの議会人です。ね、そういうふうに自称しております。

そこでは間違っておったら指摘してくださいよ。こういうふうに書いてあります。補完性の原理というのは、政府間での事務の分担に際し、基礎自治体を優先し、次に広域自治体を優先し、国は広域自治体でも担うにふさわしくない事務事業のみを行う、まず真っ先に補完性の原理というのは、政府間では基礎自治体をちゃんと尊重しなさい、と、地方6団体がやってることではないですか。それじゃ、もっともっと分かり易くお聞きしますけれどね。町長は、自治というのは自ずから治まる、自ずから治める、どっちの論ですか。自ずから治まる、自ずから治める、そしてあなたは新大山町のトップですから、行政存在の定義をどう認識していますか。お答えしてください。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 西山議員さんの再質問に答弁させていただきますが、いろいろご説明、ご指導頂きましたが、私も学者ではございませんで、法の解釈とか論理等なかなかここでご答弁をさせていただくまでの力量は持っておりません。ただ我々、今この時代の中で、行政運営をしていく中で考えなければならないのは、末端の行政機関として、一番住民に身近なところにいる、そういう行政の役割として、きちっと国の方針、県の方針等も踏まえながら、地域の住民が何を求め、何を考えているのか、その方向に視点をきちっと向けた中で、まちづくりに取り組んでいく、そういう姿勢を忘れてはならない。そのことを強く感じておるところであります。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 西山 富三郎君。

○議員（20番 西山 富三郎君） 次に進みます。留保しとくという程度でこらえてくださいね。

3番目、椎木先輩ご苦労さんです。文武両道にたけた椎木さんですから、よろしく。国体出場懐かしく思います。

わが町の監査をどうするのかという件です。監査機能を充実、強化する視点に3E監査の視点を重視せよとあります。経済性、効率性、及び有効性のことであります。

監査領域には、定例監査、随時監査、財政的援助団体等の監査、指定金融機関等の監査、事務調査請求に基づく監査、議会の要求に基づく監査、長の要求に基づく監査、住民監査請求に基づく監査、職員の賠償責任に関する監査、共同設置機関の定例監査等々が示されています。

検査、審査領域では、例月出納検査、決算審査、基金運用状況の審査等々であり、監査委員の主体的要件、適格性、独立性とともに高度かつ広範な専門的知識と能力が求められています。監査目的が示す如く、更に課題も多くあります。そこで町村関係者の方々の監査というものに対する認識と意識をまず変えていくことが急務と思います。監査委員の力量を期待しています。二つに、住民に監査結果をどう周知させるか。以上です。

○議長（鹿島 功君） 椎木喜久男代表監査委員。

○代表監査委員（椎木喜久男君） 20番の西山議員さんに一般質問のお答えをしたいと思います。

その前に西山議員におかれましては、長い議員経験の中で、いろいろと研鑽を重ねられて、私どもに監査についての内容を披れきしていただき、その中でいろいろと指導していただいたと、そして頑張れよという激励の言葉とあって、このお答えをしたいと思っております。いろいろと監査の手法については、先ほど述べられたとおりであります。その事件等が発生した時点での勉強を私どもこれからやらなきゃいけない問題も沢山あります。そういった観点から答弁をしたいと思っております。

監査は、一般に、主として監察的見地から事務もしくは業務の執行、または財産の状況を検査し、その正否を調べることをいい、地方公共団体においては、監査委員による内部的、自主的な一般監査が主体となっております。

しかし、近年、一般監査以外の特別監査と呼ばれるもののうち、住民監査請求による監査が全国的に増えております。既に旧大山町でも、年早々に請求があつて処理をしております。

そのようなことで、監査委員は、非常に専門的な知識を要求されるようになって参っております。それに対応するために、15年度の4月から西部の町村におきましても、14年度に設立された鳥取県監査委員協議会に加入し、全国監査委員協議会の構成員となり、全国監査研修に参加し、研修・情報交換等、或いは研鑽につとめているところでございます。

地方公共団体における監査制度の趣旨ないし目的はですね、原則として単なる非違または不正の摘発ではなく、公正かつ効果的な効率的な事務の処理を指導することによって、地方行政の適法性及び妥当性を保障することにあるといわれております。私もまったく同感で、このような監査をめざしております。尚、申し添えておきますが、わが町はこのたび町村合併という歴史的な改革により、3町が合併することになり、合併協議会を立ち上げて合併協議会の協議の中で、その間においていろんな決定事項及び申し合わせ事項が沢山あると思います。これらの事項が合併協議会の決定に従って運用されているかどうか、或いは正確にされているかどうか、ということも含めて、今回特にやっていかなければならない問題だ、というふうに監査委員会としても重要な事項だと考えておるところでございます。

又、二つには、住民に監査結果をどう周知させるかというお尋ねでございますが、監査は、公正を求めるための正否の調べでありますから、住民に公表しなければなりません。

公表の方法は、大山町が定める掲示板に貼りだすことも考えていますが、又今議員さんが申されたようにいろんな方法があると思います。議会報に掲載するとか、或いは広報に掲載するとかというようなことも考えなければならぬと思います。ただし、公表ということには、要望とか勧告はできますけれど、意見というのは、監査意見というのは載せる

ことが求められていませんので、それは載せることができません。以上、答弁を終わります。

○議長（鹿島 功君） 西山 富三郎君。

○議員（20番 西山富三郎君） 一つね、代表監査委員さん、不思議だなと思っておったことがあったんですが、ここに町長さんもおられますけれど、私が調べました監査員制度の一番最後のですね、普通地方公共団体が共同設置する委員会期間の共同設置というのにですね、一つは議案に良く出てくるのがあります、二つほど。ただ鳥取県西部町村情報公開個人情報保護審査会というのがあるんだそうですけれど、これは町長さん方サイドでですね、処置をしているようですが、鳥取県西部町村情報公開個人情報保護審査会等の、椎木さんは旧大山町の時も監査委員しておられたわけですけど、鳥取県西部町村情報公開個人情報保護審査会の相談がですね、町村会のほうからありましたか。

それからもう一点、これ地方分権絡みだと思うんですけどね、昔、要求監査というのがあったんですけど、要求監査というのが平成11年7月頃、やっぱり地方分権一括法でですね、廃止になったようですよ。この廃止になった理由をご承知ですか。まあ、これくらいにしておきます。

○議長（鹿島 功君） 椎木喜久男代表監査委員。

○代表監査委員（椎木喜久男君） 今西山議員さんからご質問のありました鳥取県西部町村情報公開個人情報保護審査会というのは、私は旧大山町では報告はあったと思いますけれど、定かではございませんけれど、何か聞いたような気がしております。ただこれはですね、町村の本来の事務をするものですから、町村会でしようということにせすね、団体職員、名和でどうしても難しいというようなこともございまして、岡田局長と岩崎主事が月1000円の報酬で、幹事長である江府町の非常勤特別職員に任命されまして、事務をしていると、この二人分の経費として、年間2万4,000円の支出がされているというようなことで、この審査会の予算、決算は幹事長であります江府町の特別会計として計上してあり、従って監査も江府町で受けていると。16年度は稼動なしで、財源保留し、繰越をしたというふうなことを私の方では存じておりますが、あとの質問については、私あまり勉強しておりませんので、分かりません。

○議長（鹿島 功君） 西山 富三郎君。

○議員（20番 西山富三郎君） 最後の質問に入ります。町道押平所子線から一般県道中高妻木線の接続計画についてであります。

現在、町道押平所子線の改良工事が行われています。接続地点は、片木アルミの前であります。これよりは一般県道中高妻木線に接続した方がよいという声が多くあります。公物たる道路は一般交通のように供する性質を持っています。現在の計画よりは優れていると思いますが、早急に取り組みたいのであります。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） ご答弁をさせていただきます。現在、施工中であります町道押平所子線及び町道末長押平線の改良・橋梁の架け替え工事につきましては、山陰自動車道名和淀江道路の阿弥陀川の橋の新設に伴いまして、下流に隣接する町道の潜水橋に影響があることから事業を起こしたものでありまして、国庫補助事業の採択を受け、国土交通省から現道復旧にかかる費用分の補償を頂き整備を行っているものであります。

本事業は、旧名和町側と旧大山町側の「現在の道路の機能回復を図る」ことを目的としているため、現在の道路への接続が必要となっております。

この事業が完了すれば2車線の道路として押平から所子の阿弥陀川沿いを經由して大山口へのルートが確立されることとなります。

ご質問の中での提案は、もう一方のルートとして大山口駅も南側約1キロ地点に大山インターチェンジが開設されることを睨み、より早く、より安全に山陰道に乗り入れをするか、そのルートを提案されたものと受け取っております。

大山インターチェンジへの庄内地区から乗り入れするアクセス道路、或いは旧名和町と旧大山町を有機的に結ぶ道路の必要性は十分認識をいたしておるところでございます。

その中で、アクセス道路のルートとして県道中高妻木線への接続も一つの案ではあろうというふうに思っております。今後、利便性が高く、安全な道路として、ルートの選考などの調査に入りたいと考えているところあります。

○議員（20番 西山富三郎君） 終わります。

○議長（鹿島 功君） 次、2番、西尾 寿博君。

○議員（2番 西尾 寿博君） 初めての一般質問であります。よろしくお願ひいたします。

まず一つ、大山について具体的な施策と構想を問う。そして2番、メディアの積極的な活用について問う。

一番、それでは質問に移ります。山口町長の新大山町への決意の中にも「大山」を中核とした町づくりとある。三朝町の三徳山、米子市の水鳥公園、島根県の石見银山などユネスフの世界遺産を目指す自治体が近隣でも多くなっている。

本町の大山は、それに匹敵する財産であると信じております。観光面はもちろん、水の源でもあり、台風の時には大きな壁となり様々な面で最も重要な財産だと考えます。

さて、近年の大山寺はスキー客の減少など、泊まり客に至っては半減と、本当に待ったなしの状態にあると思います。これからの町づくりの大きな柱である「大山」について具体的な施策、あるいは構想をお持ちか、権威者、トップとしてお聞かせ願ひします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） それでは西尾議員さんのご質問に答弁させていただきます。

まず、大山についての具体的な施策ということでございます。構想を問うについて答弁

させていただきます。西尾議員さんのご指摘のとおり、大山は本町のみならず鳥取県中国地方の貴重な財産だと認識をいたしております。新町まちづくりプランにおきましても、基本理念に大山の恵みを受け継ぎ、元気な未来を開くまちづくりを掲げ、大山恵みの里構想を推進することとされておりますが、私も公約の中でこれを重要な課題と位置づけ、大山ブランドの確立を唱えてまいりました。初議会の際の、所信表明の中でも7つの目標を申し上げましたが、その第1に、この大山を核にした産業の連携を申し上げてきたところでもあります。

さて、ご指摘にもありましたが、近年大山を訪れる観光客が減少傾向にあり、特に滞在期間が短くなっております。即ち消費の結びつかなくなってきたという課題がございます。合わせてスキー場への入り込み客もここ数年、下げ止まりはいたしました。最盛期の半分近くまで減少しているのが現状であります。原因としましては、長引く不況、趣味嗜好の多様化、以前のような団体旅行中心の観光という形態が、激減をしてきたということや、大山のすぐれた自然という魅力以上に、魅力のある地域や観光施設、娯楽施設など、沢山現れてきたこと、海外旅行の一般化など沢山のあげられております。特に、若年者層が中心であったスキー場は、パソコンや携帯電話の普及、活用方法の充実の影響を受け、全国的に非常に厳しい状況におかれております。こうした社会情勢や、社会環境の変化の影響をもちに受けているのが今の大山であろうというふうに思っております。そして大山自身がそうした環境の変化に必ずしもついて行けなかった、というのも事実かというふうにも思っています。こうした現状を打破し、大山の活性化を進めていくために、町としましても積極的に取り組んでいく考えであります。具体的には、行政機構の中に庁内横断的な大山ブランド確立のための組織、或いはそういった計画を立てていくための機関を作っていきたい。具体的には、「大山振興室」、これを7月1日に立ち上げるということで準備をしているところでございます。観光と産業の連携、例えば地産地消の推進による付加価値の向上、特産品の販路拡大などを推進したり、大山にあります多くの優れた文化歴史資産との連携を強化して参りたいと考えておるところでございます。そうした総合的な施策を実施していく中で大山全体の活性化につなげていければと考えております。

さらに、観光産業に従事されている皆さんと知恵を出し合い、どうしたらお客様が満足してくださるのか、例えば大山の駐車場を無料化したらお客様が増えるのか、観光ガイドは喜ばれるのか、どんな施設の整備が必要なのか。そういったことを徹底的に議論し、必要であれば関係者の意識改革を図っていくことも必要であるというふうに考えておるところであります。場合によりましては第三者から助言をいただくことも必要ではないかと思っております。

広域連携も重要であると考えております。最近、中海圏域から宍道湖までを含めた広域連携による集客の増加を図る動きが強くなってきております。従来から「大山王国」といったような広域連携の取り組みを行ってきてはおりますが、今後よりいっそう連携を強化

して観光客のニーズに応えられるようにしていかなければならないとっております。

こうした動きの中で、大山の魅力をもっと広汎に知っていただくためのPR活動も重要な施策となると思います。せっかくの資源も知っていただければ文字通り、宝の持ち腐れであります。機会を積極的に捉えて、効率的な宣伝活動を推進したいと考えております。私たち大山町民は皆が、大山の恵みを受けて暮らしております。この恵みをさらに大きなものとなり、もっと多くの皆さんに、恵みを広げていけるよう努めてまいりたいと思っております。どうかこれからも皆さん方からいろいろなご意見を頂き、ご支援、ご協力賜りますことをお願い申し上げ答弁いたします。

○議長（鹿島 功君） 西尾 寿博君。

○議員（2番 西尾 寿博君） 慎重な答弁ありがとうございます。大山の観光事業の、要は、冬場のスキーだと認識しております。これからも大山振興室を中心に官民一体になり継続して知恵と汗を搾り、そして努力していきたいとこのように思います。世界遺産については、あまり大きな問題だったかなと自分でも思っておりますが、大きな夢を抱いて関係各所などに、働きかけていただければと思っております。

ちょっと関連したお話で続けさせていただきますが、6月22日の新聞に、水の源であり大山一帯に位置する江府町に、日本のブランドであるサントリーが進出、年間200億円の売上を目指す、というふうに出ておりました。いずれ関連企業などを含めると、数百人の雇用を生み出すことになると思います。いかにも、環境に優しく好ましいことだと思っております。

さて、この会社はですね、数年前から、大山水系の町に対して調査にきていると聞きます。当然本家本元であります本町にも来られたと思っておりますが、大山というブランド名が全国に発信されれば水を求める企業の誘致、或いは夢が益々広がったとこのように思っております。このようなことがらについて、町長のお考えをお聞きしたいと思っております。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 西尾議員さんの再質問に答弁させていただきますが、どういう視点でご答弁させて頂ければなというふうに、ちょっと最後よく分からなかった部分があるんですが、江府町にサントリーが進出する。そして、旧溝口町にコカコーラが進出し、大山の恵みを製品化して全国に進出している。素晴らしいことだと思っておりますが、何故大山町ではないのかという思いは私も持っております。

私、今ご質問にありましたサントリーが、場所を探す時に、各町を調査して廻ったという話を聞きましたが、私自身は名和町の町長という立場の中で、私のところには全くございませんでしたから、旧大山町、或いは旧中山町にあったのかどうなのか、それはちょっと存じておりませんが、いずれにいたしましても、この大山の生み出す資源、これは大変有益でありますし、これを生かしていかなければならない、これがまちづくりの大きな柱だというふうに思っております。

そう言った中で、これから様々な取り組み、様々な課題を整理して、皆で一つの方向を見出しながら、大山を確認したまちづくり、産業の活性化、地域づくりを取り組んでいくわけであります。その核になるのが、大山振興室だというふうに思っております。この大山振興室という考え方は、決して大山寺、大山の活性化を取り組む部署であるとは思ってはおりません。大山のまちづくりの中でやはりみなぎが目標として目指していく大山、ここがまず元気でなければなりません、ここの大山の活性化がいかにか町全体へ、波及し活性化を生み出していくことができるかを、そういう連携を模索していく。要は大山を核にした町の総合計画、これを作っていく部署を大山振興室だというふうに思っています。そういった中でこれから、様々な課題のなかで、取り組みの中で、今おっしゃるような全国発信できるような企業が、出ていただくことも大変ありがたいと思っておりますし、それから大山の町民の皆さんが、一人一人がやはり大山に対して思いを強く抱いていただくような取り組みをしていかなければならないと思っております。大山に人が来ることによって、町全体が潤っていくんだと、そういう仕掛け、そういう計画、方向性を見出していかなければならないと思っております、それがひいては全国に発信していき、元気な大山町につながっていくのではないかなというふうに思っております。世界遺産の話もありました。大変素晴らしい目標であろうと思っております。世界遺産として、大山を登録に向けて取り組んでいく、そういった気運、これもやはり大山というものに対する住民の皆さんの熱意、思いが盛り上がっていくことがまずは大事だろうなというふうに、思っておるところでございます。今後とも様々なご提言、ご意見をよろしくお願い申し上げて答弁とさせていただきます。

○議長（鹿島 功君） 西尾 寿博君。

○議員（2番 西尾 寿博君） このサントリーがですね、調査に参ったのは、多分旧大山町もそうだと思うんですが、旧赤碕、東伯にも参ったというような話を聞きましたので、もし、これからも機会があればどしどし、頑張ってもらいたいと思っております。

つづいて2番の質問に入ります。

これから県、或いは全国にローコストでハイアピールをするにはメディアの利用、そして連携などが不可欠であると考えます。本町も様々なイベント、催し物、式典、スポーツ大会等官民、精力的に活動しております。そしてこの活動報告をしっかりと発信することが寛容かと思っております。例えばの話ですが、日本海新聞の自治通信員さんは、契約販売店さんと聞いております。販売店さんは、忙しい時間をさいて催しなどに出かけ、写真を撮り、記事を書くそうです。この多彩な本町のイベントを網羅することは大変難しく、大変ご苦労なことだと思います。そこで、もっと積極的に、テレビ、新聞などへ情報の提供を考えた中で、専任の発信者をと考えるのだがどう思われますか。また、他にお考えを持っておられるか問います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） メディアの活用についてというご質問にご答弁させていただきます。

西尾議員さんがご指摘のとおり、大山町を発信していくことは、今まで以上に大切なことになるというふうに考えております。

町の企画は、広報誌やホームページでのお知らせと併せて、毎月、県への定例報告を経由して記者クラブへ情報提供いたしております。

しかしながら、各分野で担当している業務について、より具体的な内容などについては、なかなか伝わっていない面もみうけられます。

そこで、広報誌、ホームページ、県への定例報告のほか、直接報道機関への情報提供を行なうなどの方法もとっておるところであります。この方法は、企画について記者の取材を受けることが多く、企画の内容についての説明を求められております。いかにメディアの記者の皆さんの関心を引くような情報が発信できるのかということも一つの鍵だろうと思っております。

こうしたことを踏まえながら、所管する企画についての発信は、所管する部署で積極的におこなうとともに、企画力の開発をめざしたいと考えておるところであります。

専任者の発信者をとというお考えであります。新しい大山町の情報発信につきましても、各部署、それぞれの所管が切磋琢磨する中で、職員一人一人が情報発信していくと、そういう思いを強く持てるように、方向を目指していかなければならないというふうに思っておるところであります。私もどんな情報であれ、身近な情報、できるだけ積極的に県や記者クラブ等へ提供し、大山町を発信して頂く取り組みを皆でしようということも指示をいたしているところでもあります。以上で答弁を終わります。

○議長（鹿島 功君） 西尾 寿博君。

○議員（2番 西尾 寿博君） 各部署でということ、町長さんの考え分かりました。行政サイドはですね、それでもいけるかなと思っておりますが、住民サイドの発信のやり方というのはですね、旧3町が合併したわけですから、各旧町のいろいろな施策、イベントが分かりづらいというふうに考えます。そして、旧町の中でも、ましてその地区だけしかやっていないお祭りごとというようなことも拾い上げるということを考えれば、各旧町の中で住民サイドから、そんなものを取り上げるというような方をですね、考えるというようなことはお考えなのかどうか聞きたいと思っております。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 西尾議員さんの再質問に答弁させていただきますが、今、ご質問の主旨としては、それぞれ地域に中で伝っている行事、伝統、こういったものの情報発信していったらというご提案ではないかなと、捉えさせていただきました。先ほど申し上げましたように、町として、発信した情報、記者クラブ等へ送った情報等を記事として、或いは報道として伝達していくかどうか、これはそれぞれの考え方によるというふうに思っております。

おります。したがって、情報をどんどん出す中で、できるだけその魅力のある情報にして、報道機関を引き付けて、取材をしていただき、記事や映像にさせていただく、そういった取り組みが必要だと、それはそれぞれ職員一人一人がそういった思いを持って取り組んでいくべきだと、決して身近にある日常的な行事やイベントでも、外から見れば大変素晴らしい価値のあるイベントや行事であることも多々ある、そういった思いを職員に伝え、取り組んでおるという事を先ほど答弁をいたしました。

同じようにやはり地域の中で、取り組まれている行事、これも同じようなことが言えるんじゃないかなというふうに思っております。それに対して職員が、或いは広報担当がそういった取材をしていくということも、一つの方法であろうと思います。もう一方は、やはり地域の中で、行事として、日常の中でやっている行事というものをもう一度、住民の皆さんも考えてみて、その価値というものを外から見て頂くということも必要ではないかというふうに思っております。そういった意味では、専門の住民の皆さんの通信員という思いかなというふうに、受け止めさせていただきましたが、こういった行事をする、こういったイベントがあるよ、こんな伝統的な行事があるというところをやはり、行政の方にも、町の方にもどんどんぶつけて頂きながら、それによっては、町内に広げてPRをしていくということも、そういった手段ができると思っていますので、どうか地域のまちづくりの中で取り組んでおられるそういったことについても積極的に、ある意味では町に情報提供をいただければありがたいなというふうに思うところであります。

○議長（鹿島 功君） 西尾 寿博君。

○議員（2番 西尾 寿博君） 以上で終わります。

○議長（鹿島 功君） 始めにお断りしておきますが、次、6番、森田増範君の質問を受けたいと思います。しかしながら、ただ今11時45分でございます。途中になろうかと思いますが、12時で打ち切りたいと思います。午後の開始は1時30分でございますが、途中になろうかと思いますが、ご了承お願いしたいと思います。

次、6番 森田 増範君。

○議員（6番 森田 増範君） 6番森田でございます。質問いたします。

私は、質問事項として、情報通信基盤整備事業実施は慎重に、というテーマで質問いたします。

執行部からのこの事業についての説明は、去る6月16日、議会全員協議会にてありました。旧町議会におきましては、新町まちづくり計画のメイン事業の一つとして、概算30億円の規模の事業として示されています。しかし、内容につきましては、このたびの6月16日の説明1回のみであります。合併後、新町の議員として、本事業についての情報、知識が私は不十分とは思っております。今後30億円の規模の議決をするその責任の重さを痛感しております。

また、執行部は少し私は急ぎすぎておられるのではないかとの思いがございます。それでは、通告書に沿って、質問いたします。

新大山町が誕生し、本定例議会をスタートとして、合併協議の中で計画された町づくりプランの諸事業がいよいよ具現化いたします。

その中で、総額30億円規模の地域情報通信基盤整備事業は、すでに暫定予算で7600万円の設計監理等委託料が計上され、早い時期での事業実施が提示されました。

情報化整備事業につきましては、6月16日に提示されました基本計画によりますと、平成16年2月にブロードバンド検討委員会を立ち上げ、5月に新町情報化に関する提言書提出ののち、11月には基本計画策定に入り、その基本計画書が平成17年2月に作成されております。

基本計画書の30ページ、それから58～60ページには、導入設備の方式・ネットワーク方式の検討として、県内各所で導入されておりますHFC方式と新規設備のFTTH方式の検討がなされ、地上波デジタル放送のサービスや広域的な通信速度のニーズなど、将来的な活用を考慮した結果として、FTTH方式での実施・方向性が提示されております。

また、105ページにも及ぶこの計画書では、さまざまな事例、メリット、デメリット課題等も提示されております。

さて私は、インフラ整備後の具体的な利活用策等について、現状では十分な協議検討がなされていないと認識しております。議会のほうもそうですけれども、執行部のほうにおかれても、私はそのような状況であろうと認識しております。

総額30億円規模とも言われる情報通信基盤整備事業は、インフラ整備後のニーズをもとに、どれだけ利活用できるのか、新しい町になって本当に厳しい財政状況の中でありませう。現在の状況の中で、私は、費用対策効果の視点が最も重要と考えております。私は、工事設計監理委託料の予算執行までに、インフラ整備後の具体的な利活用策等について執行部内でさらに協議検討する体制を作り、しっかりとした方向性を見定め、事業展開すべきと考えます。

次の事項について町長の考えを質します。本事業の行動スケジュールはどのようでありましょうか。

2つ、インフラ整備後、どのような体制で取り組む考えでしょうか。専任職員数、或いは放送事業、通信事業は本町主体で取り組まれるのかどうか、などについてでございます。

3、ネットワーク方式の先進的な取り組み、という捉え方で導入されるFTTH網の本計画で、県内或いは、県西部圏域情報網との和合性、共有性など、サービスの低下はないのでしょうか。県内市町村は、FTTH網でなく、FHC網が全てであるという状況であります。FTTH網と、FHC網の費用対効果はどうなんでしょうか。

4、設計監査委託料の予算執行に先立ち、執行部内に具現化するプロジェクトチームを

つくる計画はないのでしょうか。そして、しっかりとした方向性を見定め、事業推進に取り組む考えはどうでしょうか。以上、よろしく願いいたします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 森田議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

まず、行動スケジュールについてということでございます。

本事業の計画概要といたしましては、光ケーブルを利用した高速・大容量の通信に対応したインターネット環境の整備及び町民に身近な地域情報を提供する自主放送の実施、テレビの難視聴対策、多チャンネル化サービスを提供するためのケーブルテレビ網の整備であります。この事業は、新町夢づくり工房やブロードバンド検討委員会の提言等を受け、新町まちづくりプランとしてまとめた大山町の新町建設計画の中にも重点課題として位置づけているものであります。

また、合併前に、情報通信基盤の実態を分析し、その地域課題を解決するための方向性・可能性を示した大山町地域情報通信基盤整備事業基本計画を策定し、新町で優先的に取り組む事業として、3町で確認してきたものであります。本年度、平成17年度は、その基本計画を指針にいたしまして、来年3月までの約9ヶ月間をかけて実施設計を行うことにしております。

平成18年度には、ケーブルを町全域に敷設する工事を行い、平成19年4月の供用開始を目指しているところであります。

また、この供用開始に併せまして、町民の皆さんに対し、提供するサービスについての周知や加入申込みの受け付け、利活用方法等の運用支援を行うことといたしております。

次に、インフラ整備後の体制についてであります。基本的な方向性としては、放送事業、通信事業、いずれも、整備した施設を民間事業者の一部貸し出すことを想定しております。いわゆる公設民営方式であります。放送通信事業者と運用管理契約を結びサービスの提供と施設の維持管理を行なう形態となります。従いまして、専任の職員を配置する必要はありません。しかし、町の自主放送に係る業務については、数百万円の委託経費が必要になるものと考えております。

次に、ネットワーク方式についてでございますが、F T T H方式は、光ファイバーケーブルを宅内まで引き込む方式であるのに対し、H F C方式は、幹線を光ファイバーケーブル敷設し、支線から宅内までを同軸ケーブルで整備する方式であります。現時点では、この方式の違いだけで提供できるサービスに格差が生ずるとは言えません。

ただし、県内のケーブルテレビ事業者が、H F C方式をベースにサービスを提供しており、既存の設備や体制で運用しやすいことや技術的に対応しやすいという面から、県内の市町村ではH F C方式が主流であるものと考えております。

費用対効果についてでございますが、同軸ケーブルの単価より光ファイバーケーブルの単価が高いため、一般的にH F C方式がF T T H方式に比べ安価に整備できると言われてお

ります。ランニングコストにつきましては、HFC方式の場合、一定の間隔を置いてケーブルの電波を増幅するための機器およびその電源が必要になります。

また、光ファイバーケーブルよりも落雷被害を受けやすく、年間の伝送路の保守費用はF T T H方式の2倍、約1,600万円程度かかるという試算もあります。そして、現在の電話番号をそのまま利用できる域内電話やハイビジョンテレビ、インターネット通信の更なる高速・大容量化などへの対応等多くの可能性を持つ光ファイバーケーブルが伝送路の標準となると予想されています。F T T H方式を採用することは、伝送路整備にかかる経費の二重投資を回避することになり、むしろ経済的ではないかと考えております。両方式とも一長一短ありますが、将来性や拡張性を勘案した場合、F T T Hを選択すべきであるとの基本計画の方向づけを尊重しながら、実施設計に取り組むことといたしております。

最後に、執行部内に具体的なプロジェクトチームをつくる計画はないかということがあります。本事業は、概算事業費として30億円程度が見込まれる大型事業であり、費用対効果については、可能な限り精査をし、実施設計に反映しなければならないものと考えます。実施設計に際しては、委託業者まかせにするのではなく、事業実施主体である町が、行政課題や住民ニーズの現状と将来性を見極め、施工方法やサービス内容を十分に吟味しなければならないものと考えております。その検討にあたりましては、役場内部だけでなく、I T企業や放送事業関係者、学識経験者、ブロードバンドの検討委員の代表の方々、或いは各種代表の代表者など各方面の有識者で検討委員会を組織し、万全を期したいと考えているところであります。

○議長（鹿島 功君） ここで暫時休憩をいたします。再開は1時30分です。

午後0時00分休憩

----- . -----

午後1時32分再開

○議長（鹿島 功君） 再開いたします。引き続き森田増範君。

○議員（6番 森田 増範君） 十分時間を頂きましてありがとうございます。午前中の緊張感が少し取れまして、やわらかくなれたと思います。

この事業につきましては、私も本当に議員として、これから十分勉強していかなければならない難しい問題だと思っております。難しい質問も極力避けさせてもらいたいと思っております。

午前中の答弁の中で、或いは私の質問の中で、私が一番心配しておりますのは、今の新町の財政規模、基金の状況から聞きますところの、これから取り組んでいきます本当にハードな事業、沢山の予算、お金を使っていく事業ということでありまして、非常に身の丈にあった事業展開もしなければならぬのではないかとこのところでございます。

特に新町のスタートいたしました時の基金は、多分28億程度あったらと思うんです。で、今回、基金を8億程度使ったということでありまして、現在20億程度の基金という

ことで、資料のほうにも見させてもらっておりますが、その中でも、特に下水関係であるとか、そういう方の目的をもった基金が、やはりかなりあります。10億円ちょっとぐらいいしか、具体的に使っていける基金というものがもう残っていないのではないのかというぐあいに思うところでございます。

そこで、この情報網の本題に戻りますけれど、私は質問の中で、ネットワーク方式ということについて質問させてもらっておりますけれども、この方式については、これまで当然ブロードバンドの委員会等々で検討されて、今日のこの方式でやっていくんだという方向がなされております。が、この先般頂きました資料を、全協の中でもありました資料を見させて頂いても、総額30億、その中で、特例債等々を使った中で一番最後の一般財源の持ち出し分ということで、8億8,000万、9億近くのもので、一般財源から持ち出さなければならないという状況の資料を先般頂いております。30億の事業をこれからどんどん行っていくということについて、私もブロードバンドの整備については進めていくべきことだと思っておりますけれども、この財源の状況の中で、ネットワーク方式、いろんなネットワーク方式があります。この方式について、もう一度、執行部のほうで、検証していただくことが、私は重要ではないかと思っております。

それは何故ならば、例えですけれど、例えがあまりよくないのかもしれませんが、車の例えでいたします。

ネットワーク方式を決める場合、我々が車を買おうとする場合に、例えば、クラウンという高級車でいこうとするのか、或いはカローラとかいって大衆車でいこうとするのか、或いは、軽の乗用車でいこうとするのか、という大きな重要な私は、ポイントにこのネットワーク方式の決定があると思っております。これを決めることによって、決めた車の排気量、規模それに伴い予算というものが自ずと決まってくると私は思っています。

もう一度、本当に執行部のほうでも検証して頂いて、どういう事業規模のものでいくのかということを検証して決めて頂く場があっても私はいいのではないかと思います。今の状況で、ネットワーク方式、進めておられる方式でいかれる、結果的にそれはそれで私はいいと思います。それは検証した結果であろうと思いますから、いいと思っておりますけれど、議員として、何故ここになったのかという、その具体的な事業、予算的なこととか、そういったことについて我々も研究し、勉強しなければなりませんけれど、今の段階では、我々はそこまで達しておりません。執行部のほうでももう一度そういったことについての取り組みをすべきではないかと思うところですが、その点についてお願いいたします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 森田議員さんの再質問に答弁させていただきます。ご指摘のように、この事業というのは、大変大きな事業費を要する事業でございますし、また反面、合併協議会の中、或いは町民の皆さんの意見を聞く中で、住民の皆さんにとっても大変要望の多い、ある意味ではこの合併というのを通して、一番期待をある意味ではして頂いて

いる事業の一つでもあると捉えておるところでございます。

これからの時代、行政のサービス、住民のサービス、こういったものを取り組んでいく中で、この通信基盤の整備というのは、もう欠くことのできない手段であろうというふうに思っております。

先般も申し上げましたように、これから行政がスリム化をしていかなければならない、そういった中で、その人的に縮小していかなくちゃならない、そういった意味での、求められている課題の中で、広範囲になった行政区域の中を住民の皆さんに、的確に情報を伝達し、また意見を集約し、住民のみなさんのサービスを提供していくなかで、この通信基盤を活用していくということは非常に重要だというふうに思っております。

そういった中で、どういう方法を導入したらいいのかということが、今議論をしているところでありまして、またどういったサービスをその通信基盤を使ってしていくのかということも、ご答弁申し上げましたように、これからの各界の皆さん、いろんな方々にご意見を聞きながら、ソフトの部分についてこれを取り組んでいく、そういう検討する期間を設けるということは、ご答弁をさし上げたとおりであります。

問題は、その基本となる基盤、これについての今、議員からのご質問だろうと思っております。決してそのF T T H、これにもう確定したというわけではございません。先ほど答弁いたしましたように、これを基本に据えながら、今検討しておるという答弁をさせて頂いておりますけれど、先ほど答弁をいたしましたように、ブロードバンドの検討委員会なり、基本計画の中で、F T T H方式を基盤にして取り組んでいった方がいいのではないかという方向づけの中で、今それを基本にすえながら、それを基盤としてどういったサービスができるかということ、具体的な検討に入っているわけでありまして、まあ先ほど申しあげましたように、一つには、将来的に見た場合に、要は初期投資でございまして、車の例は言われましたが、クラウンが欲しいけれど、取りあえず軽で我慢しておこう、で、軽は買っておいたけれど、やっぱり軽じゃ足らんわ、言った時にクラウンに乗り換えるわけにならんわけでございまして、まずは将来長い目で見て、ある程度のサービスというものを提供する基盤を、今、合併特例債とか、或いは県の支援である合併交付金、こういったものが、この通信基盤に充てられるわけでありまして、有利な財源を使って、初期投資としての基盤を作っておいて、それからそれを活用しながら、いろんなソフトの面、サービスの面を充実させていくという、そういった方向も一つあるんだろうと思っております。

そういったところで、どこまでを見込みながら、どちらの方式をとるのかというのは、確かにこれから考えなくてははいけません、そういう意味では、少しその方向付けをしているのは、あとの維持管理の経費の部分もありますけれど、少し範囲を広くサービスができる基盤というものをまず選んでおいた方がいいのではないか。経費はかかるけれども、それがいいのではないかというような方向の中で、一つには、検討されていることだろうというふうに思っております。

ご指摘のように、この方式も、これから当然検討する中で、どの方式がいいのか、或るいはこれ以外の方式もあるのかもかもしれません。私もあまり詳しくありませんが、FTTHとHFC、これ以外にあるのかどうなのか、私も十分には承知をしておりませんが、この2つの方式、更には、どういった方法があるのか、早急に議論しなければならないと思っております。

ただ、確認しておきたいのは、やはり通信基盤というのは、今どんどん求められておるわけでありまして、遅くなればなるほど、或る意味では、サービスが遅れるわけですので、或る程度、時間を考えながら取り組まなければいけない課題だと思っております。何年も、1年も2年も検討を加えてというわけにはならない部分もあるのではないかなというふうに思っております。そういった背景も踏まえながら、検討をしてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（鹿島 功君） 森田 増範君。

○議員（6番 森田 増範君） 丁寧な答弁ありがとうございます。車の関係で、クラウンであり、軽トラック、軽乗用車でありということで、私もそのように思っております。

ただ、私が一番述べたいのは、ネットワーク方式の決定にあたって、どうぞ十分に議論をし、検証し、方向性を定めて頂きたいということでございます。

先般、議会のほうでも、まちづくりの調査特別委員会を立ち上げて、その中でまずこの情報網の取り組みにかかろうということで第1回目を終えたところでございます。議会のほうでは、今まだその段階でございます。執行部のほうで、急がれることもあろうと思えますけれど、どんどんそういった検証作業をしない中での方向性を出して、進められるということであるならば、やはり議会のほうもそれに準じた研究、勉強、調査もしていかなければならないだろうと思えます。先ほど、今の方式を基本に据えながらということでございまして、確定していないということでもございますし、その方式がいいのか、他にまだまだいい方法があるのではないかという話もございました。本当にこの世界は進化し続けているようでございます。

我々議会のほうでもこういった特別委員会のほうで、きっちりと検証をするという機会をもち、執行部の方と両輪で、その方向性を確認しあってやはり決定していくという作業が私は大事だろうと思っております。急がれる案件ではあろうと思えますけれど、この方式の決定については、是非とも、執行部、議会、お互いに議論をし、調査し、勉強し方向性を出すべきだろうと思えますし、その過程についても情報公開という形の中で、町民の方にも十分理解をしていただくということであろうと思っております。私もどの方式がいいかということについては、十分熟知しておりません。検証するという作業の中で、そのプロセスの中で、皆さんが納得できる方向に落ち着くものであろうと思っております。私は、その検証する作業を是非ともきっちりとして諮るべきであろうと思うところでございます。もう一度、その件について答弁をお願いします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 再質問にご答弁させていただきますが、おっしゃるとおりだと思っております。この方式、私どもとしては、今報告を受けておる中では、このF T T H方式、これがこれからの将来の通信基盤を新町として作ってくれるでは最適であろうという、そういった報告は受けておりますが、ご指摘なようなご意見もございますし、またいろんな費用対効果も含めてですね、この方式については、もう一度、検討する必要があるということとは認識をいたしております。

ただ、議会の方もそういった体制で議論を頂くわけでありましたが、再度申し上げますが、実は、この通信基盤というのは、住民でもありますけれども、やはり町内に進出して参ります企業、こうした企業活動についても大変大きな要因になって参ります。こういった基盤が整っているか、整っていないかで企業が進出をしたり、しなかったり、或いは撤退をしたり、そういった今背景もあるわけでありまして、そういった中では、悠長に時間をかけておれない課題ではあるということもお互いに考えながら、お互いにそれぞれ両方の立場から、情報をお互いに交換し合いながら、よりよい方向を早急に見出しながらかかっていく必要があるんじゃないかというふうに思っております。そういった意味では、議会の皆さん方からもいろんな情報を集めて頂きまして、執行部のほうにも提案頂き、一緒になってこの課題、よりよい、本当に何年もある意味では、これから使っていく大切な基盤でありますので、そういった方向性をお互いに確認しあえればなというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○議員（6番 森田 増範君） 終わります。

○議長（鹿島 功君） 次、11番、諸遊 壊司君。

○議員（11番 諸遊 壊司君） 11番議席の諸遊でございます。今回は、合併協議会決定事項の見直しについて2件、私の意見を述べ、町長の考えを質したいと思っております。

町長、この選挙に当選いたしましてから、又議会が始まってからも、毎日、毎日が憂鬱な、そして重たい気分でございます。何故ならば、私は合併前、旧大山町議員の一人といたしまして、合併の必要性を尋ねられました町民に対し、説明して参りました。

それは前大山町長の黒田町長の住民説明にもありましたように、今現在の住民サービス、福祉サービスを継続していくためには、国からの交付金、補助金が年毎に少なくなり、また将来の展望がない昨今、合併をし、無駄を省き、住民サービス、福祉サービスを低下させてはならない、そのための合併である、という説明でございました。

私はその説明を受け、私もその通りだ、納得をし合併推進の一人の議員として活動して参りました。2年余りに渡る真剣な協議をいたしまして紆余曲折しながら3月28日我々は新しい大山町の町民になりました。町民の誰もが、新大山町に大いに期待と希望を持っていると思っております。

しかし、いざ合併してみますと、余りにも事前の説明とかけ離れた合併協議事項に、多くの町民ががっかりしているのが現実でございます。私は地方議員の一人といたしまして、また政治家の端くれといたしまして、町民に対し、うそを言ったのではないか。この合併に対して、余りにも夢のようなことを言ったのではないか、と思い悩む今日この頃でございます。合併協議委員の並々ならぬご努力は認めるところでございますが、町民が不満、不足に思う件につきましては、真摯に受け止め、早急に改善すべきであると思っておりますが、次の2点、町長に早急に検討されますようお願いしたいと思います。

まず、1点、公共施設・体育館施設等の使用料無料化についてでございます。年毎に高齢化が進む中、社会教育、社会体育は町の施策に於いて重要な問題でございます。予算書には施設利用料は年間約750万見込んでございます。その収入を得る事よりも、無料化して開放し、もっともっと利用率を上げ、健康な心と健康な身体づくり、つまり自分の身体は自分で作っていく、そういうことをしなければならない。その方が結局、トータルバランスと言いますでしょうか、全体から得る収支はプラスになる、私はそう思うわけでございます。

第2点、社会福祉協議会と個人情報保護についてでございます。町は、社会福祉協議会に約4000万円もの金額を支出する予定でございます。その社会福祉協議会の予算規模は承知しておりませんが、町からの支出分はかなりの割合になると思われま。例えば悪いかもしれないが、社福にとりまして、町は大株主のようなものではないかと私は思うわけであり。そこで、大株主の町長、町長にあえてお尋ねいたします。

町民から社会福祉協議会の会報に香典返し、見舞い返しの額が載っており、非常に不愉快であるという声を多く聞きます。現在個人情報保護を叫ばれる時代に、また人権問題の面からも考慮し、金額の公表、公開を私はすべきでないと思うわけでございますけれど、大株主の町長はどのようにお考えなのか、以上2点、私の考えを述べ、町長の考えを質したいと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） それでは諸遊議員さんのご質問に答弁させて頂きたいと思いません。合併の協議にあたりまして、様々な協議の状況とその都度住民の皆さんにお知らせをし、また議会にも報告をする中で、それぞれ3町取り組んできた経過があろうというふうに思っております。それと、それぞれの町の中で、それぞれの住民に対して、説明をなされ、そして合意の下で現在のこの新町が誕生し、今を迎えているんだらうというふうに思っております。

そういった中で、私は町民の皆さんに、合併によって決して財政が楽になるわけではない、明るいことだけが待っているわけではない、そういう話をさせて頂きました。ただ、このまま今の財政状況の中で、中央分権のこの時代にそれぞれの旧町、名和町だけ

では対応できなくなるだろう、そのためには、合併をし、体力を付け、新しい行政の運営ができる体制を作っていく、その為には合併をする、そしてその為にはこれから新しいまちづくりをする中で住民、そして行政、それぞれの役割を自覚しながら、確認し合いながらそれぞれの立場の中でまちづくりに取り組んでいく。そういったお話をしながら、合併に向けての住民の皆さんの理解を得、今日にいたったと私自身は考えているところであります。

そういった中で、様々な合併の協議なされ、決定したことについて、具体的な取り組みが進められておるわけでありまして。その中で確かに、細かい部分について理解が届かなかった部分、或いは実際に運用してみて、問題が生じてきてる部分、あろうと思います。そういったものについては、その都度、その課題を整理をし、合併協議で決定したことであっても必要であれば、見直ししながら取り組んでいくということが必要であろうと、基本的考え方として、持っておるところであります。

そういった中で、ただ今具体的にご質問頂きました、体育館等の公共施設の使用料の無料化についてのご質問でございます。

ご承知のとおり旧3町では、社会体育施設・学校施設、或いはトレセンなどの農業施設であります。こういった施設の使用料は受益者負担の原則からそれぞれ条例や規則で定め、運用して参りました。これにつきましては、新町におきましても基本的な考え方は変わっておりません。

ただ旧大山町におきましては、無料という施設が多かったかということは承知をいたしておるところであります。ただ新町におきましてはそれを合併協で整理する中で、基本的には使用料を頂くことでの調整が行なわれ、現在、それに基づく条例、規則で運用しておるところであります。ただ使用料の減免につきましては、旧3町それぞれ運用が異なっておりました。そういった意味から、負担においても、それぞれ受け止め方が違うんではないかなという気はしておるところであります。

議員さん、ご指摘のとおり高齢化社会を向かえ医療費等の高騰の現状や町民の健康維持等の必要性など、住民サービスの重要性、これは十分承知しておるところであります。しかしながら、こういった施設を使う人、使わない人、様々あるわけでございますが、公益性や公平性の観点からも、やはり引き続き、何らかの使用者の負担はいただきながら、受益者負担を基本とした施設運営を行っていくことが最良ではないかというふうに考えておるところでございますので、ご理解の程お願い申し上げます。

すみません、もう1回。大きな質問、小さく分けてしまいました。大きくくりの中での合併協の見直しということではありますが、合併協議の事項にあったとは承知はいたしてはおりませんが、社会福祉協議会の香典返し、見舞い返しの件についてでございます。合併前の、社会福祉協議会、これにおきましては、名和町、社会福祉協議会、大山町、社会福祉協議会、町社協では、規程によりまして金額の表示はなく、中山町、社会福祉協議会に

においては、寄付者本人の意向を聞き取り、希望される方のみ金額を表示しておられたよう
であります。

合併後の取り扱いにつきましては、個人情報保護には十分に配慮しながら、寄付の申し
出の時に、文書において会報の掲載の同意の有無や、金額の表示の有無等を確認し、寄付
者の意向に添って掲載しておられるのが現状のようであります。

この課題につきましては、今後社会福祉協議会においてそれぞれ町民のみなさんの声や
寄付をされます方々の意向等を調整しながら対応されるものだろうというふうに考えてお
るところでございます。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 諸遊 壊司君。

○議員（11番 諸遊 壊司君） そういう答弁でないかと私も思っておりました、その
答弁でございました。ただね、町長、私は財政不足、これは日本全国財政不足だと思いま
す。で、町長がされた合併協議会で決まったこと、これを遂行されることも、もつともだ
と思えますけれども、私はこういう時代だからこそ、発想に転換、これが必要でないかと
思うわけでございます。つまり、財政不足だから、税金をあげましょう、利用料をとりま
しょう、使用料をとりましょう、それは公益性や公平性から受益者負担が当たり前ですよ、
これは一つの町長の考え、間違いでない考えだかもしれません。

しかし、町長もおっしゃいましたように、今老人化率は29%、10年たったら37%
になります。私も10年たったら老人の分になります。その時どうするのか、あと岡田議
員さんも質問されますけれど、国民健康保険、いろいろ上がります。多分介護保険料も上
がりますでしょう、そういう介護保険料とか健康保険ですね、それを上げないためにも社
会教育、社会体育が必要でないかと思うわけでございます。

つまりもっと開放して、たかが750万です、利用料とったところで750万です。そ
れよりもトータルバランスと言いますでしょうか、先ほども言いましたように開放しても
もっともって来てもらって健康な身体を作ってもら。町長もスポーツが好きです、ね。や
っぱりそこが違う。よその町は、よその衆は利用料とりますよ。だけど大山町は違いま
すよ。どんどん来てください。そしてもっともって健康になりましょう。ここだと思
うんですよ。若い町長だってできると思います。今一度ね、再度検討願いたいと思
います。

松岡課長もいらっしゃいます。デイサービス、1日1万円かかりますね、町長もご存知
だと思います。これは一応平均ですけど、個人負担が1,000円、後の9,000円
を半分ずつ、4,500円を介護保険料、4,500円を税金、大山町が払うのはだいた
い1,100円ぐらいですかね、課長。ね、はいつて言っておられますね。で、デイサー
ビスに通えば通うほど、保険料も税金もがあるわけです。

で、我々として、議員として行政として大切なことは、そういうところに行かない健康
な体力を作ることが、一番大切な一番町長としてすべきなことではないかなと思っ
ております。その利用料、しつこいかもしれませんけど、750万、高いか安い
か、人それぞれ

あると思います。私はまだ、町の行政として、いろいろスリムにすれば、民間に預けることがあれば民間に預ける。そうすれば750万の金はたいしたことはない。ここで750万とるよりも、開放してもっと利用者を増やして、健康な町民を作る、ここが大切であると思うわけです。まず1点、それに答えてもらいましょう。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） それでは諸遊議員さんの再質問に答弁させていただきます。

おっしゃる主旨も十分に理解はするところでありますが、ただ体育施設の利用と介護予防、デイサービス、そこまでいくと少し飛躍しすぎかなという思いがしないでもありません。日常の体育施設の利用について、これは高齢者の方も当然利用されるわけでありまして。日常の社会体育、或いは日常生活の中で、こういった運動施設体育施設を使う中で健康維持管理に努めていく、これは重要なことだろうと思っております。ただ、しかしながら、その、要はそういう施設を維持管理していく上でも、当然それなりの費用は大変かかっておる部分、ご承知頂いてるとおりだというふうに思っております。

したがいまして、その利用の実は方法であろうと思っております。いろんな形の中で減免制度も設けておるわけでありまして、そういった団体でそういった活動をされる場合には、また場合によっては、減免という措置もあるんだらうというふうに思います。ただ、全てを無料に開放することが本当に、全部の町民のみなさんが、その施設が利用しやすくなるんだらうかという、私はある意味では逆の面もあるのではないかなというふうに思っております。ただほど怖いものはない。ある意味で、使用する上で、その施設を町の施設として活用していくのに、自分としての責任というものがあるのではないかなと思っております。少しでも自分が負担する中でこの施設をきちっと使用していこうという意識も生まれるんだと思っておりますし、また、限られた施設でございまして、予約等使用の、要は調整もはからなくちゃいけないわけでありまして、ともかくただならんどんどん、ええ申し込んでおけ、ということの中で、実際にその需要の調整が難しくなる部分もあるのではないかなと思っておりますし、いろんな課題があるんですが、でもまあその活動が阻害されるほどの高い使用料を頂いているとは思っておりませんし、勿論その使用料で、維持管理ができるという、充足するという金額でもないとは思っております。少しずつでも町民のみなさんが仕事する中で、自分達も負担をしながら、自分達もこの施設をちゃんと管理をし、いつまでも長く使っていけるようにしようという、そういったお互いの気持ちを持ち合えればいいのではないかなというふうに思っています。まあ、無料で使える施設もございまして。或いは、施設を使わなくても体力の維持向上の健康増進はできます。私が運動をやると言われますが、この頃怠けておりますけれど、ランニングやウォーキングは施設がなくてもできます。いろんな体力の付け方は、あらうかと思っておりますが、いずれにしてもこれから住民の皆さんとともに、施設についてもいろんな施策についてもお互いに役割

を確認し合いながら、少しでもお互いができることは、お互いに一緒にやっっていこうじゃないかという観点の中で今回、体育施設についても使用料を少し頂きながら、使っていただくというふうな方針を出したところでございますので、そこらへんのところをご理解頂くとともに、しつこくなりますけれど、減免措置というのもございますので、それなりの社会体育団体なり、或いはプロの団体が目的をもって活用される場合の減免なり、免除のそういった規定もございますので、そのへんをうまく活用いただきながら、施設を使っただけならばというふうなふうに思うところでございます

○議長（鹿島 功君） 諸遊 壊司君。

○議員（11番 諸遊 壊司君） 昨日でしたね。旧大山町の敬老会に町長来てくださりまして、歌をうたってくださいたりされました。とっても上手なかったですけれど。その時、町長おっしゃいました。みなさんで楽しい大山町にしましょうよと、おっしゃいました。そんなことだと思います。楽しい大山町にせんといけんです。で、町長おっしゃったように、確かに減免措置がございます。でもそれは町の公民館ですかね、町で認められた同好会並びにそういう同好会ですか、そういうものでないと減免措置が取られません。で、例えばおじいさん、おばあさんが、「今日はなんと高麗コミュニティーへ行って、将棋うたいや、碁しょいや」「天気になったけ、グランドゴルフしよういや」これは銭がいるんですよ、町長。うん、ちょっともう一辺調べてくださいます。私も調べて来ました。それでね、まんだ4月、5月しか分かりませんが、やっぱり私も全部見ておりません。私が一番利用するのは、高麗コミュニティーでございますので、高麗コミュニティー、高麗体育館を使用しておりますけれど、やっぱり昨年と比べて、1割強、1割15%ぐらい利用者が減っております。そして利用しておられる方はぶーぶーでございます。「諸遊さん、話が違うがん」ということでございました。

まあ、この件は一つ止めまして、その2件目の個人情報社会福祉協議会が寄附を金額を公表するというところでございますけれど、町長もだいたい同じような考えだと思いますけれど、是非とも大株主の一人として社会福祉協議会にご助言をして欲しいと思うわけでございます。私住んでいるところは安原というところでございますけれど、7、8年前に公民館を建てました。皆さんが貯金をして作戦をして建てたわけでございますけれど、その時によくありますね、寄付者が、公民館の中に、誰の誰べえがなんぼした。誰の誰べえがなんぼした、誰の誰べえが何を寄付した、というのがだいたいの公民館にあるわけでございますけれど、安原はそれをやめようじゃないかと、何故ならば、毎年私たちは地域人権研修会ですか、あれに2、30人来ますかね、絶えず勉強しております。勉強したことを実際生かすのが、僕らの勉強でないかと、その原則はやっぱりそういう公民館の時に名前を公表する、金額を公表するということは、一番差別の元ではないかということで、そういう発言をしましたら、安原のみなさん、みんなが「そうだ、そのとおりだ」ということで公表を公開することをしませんでした。やっぱり町長は、今も言いましたように、大株主

の親分でございますので、町長がやっぱりおかしいとおっしゃったことなら、社会福祉協議会も検討されると思いますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思うわけでございます。もう一度町長に尋ねます。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 諸遊議員さんの再質問にご答弁させていただきますが、確かに社会福祉協議会に対しては、人件費等の助成は致しておるところであります。これはまあ社会福祉協議会が社会福祉団体、社会福祉事業を行なうにあたっての、その運営にあたる経費を一部助成をさせて頂いているのが目的でございます。ただ社会福祉協議会として、独自に事業を行なっておられる事業もございます。こういった香典返し、或いは見舞い返し等を使って、いろんな祭壇を作ったりとか、いろんな福祉活動をしておられるわけでありまして。これは、社会福祉協議会が独自に行なっておられる事業だというふうに思っております。補助金を出しておるから株主だというふうに言われますが、株主かもしれませんが、私は取締役ではございません。そういった中では、社会福祉協議会の中には、私としては町長という立場の中では、その協議に入る立場にはないのが現状でございます。

社会福祉協議会も役員がおられ、会員がおられるわけでありまして。そういった方々の中で、やはりこの課題については協議をされるべきであろうというふうに思っております。先ほどご答弁申しましたように、調査してみますと、これについては、それぞれ個人の皆さんの意志を確認して載せておられるというのが、現状のようでございます。そういった意味では、個人情報という考えから言えば、個人の情報は自分がいいということを出しておられるわけですから、個人情報保護の条例に違反するというものではないというふうに思っておりますが、ただそういった金額の示し方のあり方はどうか、というのはいろんな議論があるということ、私も議員さんのおっしゃることをよく理解いたしておりますが、これは主体者である社会福祉協議会の方で、そういった議論も踏まえてご検討を頂くことが最良ではないかなというふうに思っているところであります。以上です。

○議員（11番 諸遊 壊司君） 質問終わります。

○議長（鹿島 功君） 次、13番、小原 力三君。

○議員（13番 小原 力三君） 13番、小原でございます。

町長に2点ほど、質問をしてみたいと思います。まず最初に合併初年度の当初予算編成に当り、町長の基本姿勢はということで質問をいたします。

では、質問用紙を朗読して質問に代えさせていただきます。いよいよ新町が発足し、執行部も議員も心機一転、新たな決意で、町民の負託に応えていかなければなりません。風聞するところによりますと、17年度当初予算の編成に当って、各部署からの予算要求に対し、歳入不足が13億とも生じているということを知っておりました。政治は予算であり、その決断が政治であることは言うまでもございません。

合併初年度の当初予算編成に当り、町長の施政方針も然ることながら、新町まちづくりをどう決断し、どう取り組もうとされたのか、町長の基本姿勢について、次の2点を質します。

第1点、予算編成に当り、初代町長として、行財政改革にどう取り組まれるのか、又どう取り組もうとしておられるのか。町民へ具体的にお示し願いたい。

第2点、合併当初の予算は総花的も止む無しと思うが、部署要求額を大幅カットされたものは何か、それは何故か。町民へ具体的にお示し願いたいというふうに思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 小原議員さんのご質問に答弁させていただきます。

合併後初の当初予算編成にあたって、その基本的な姿勢はというお尋ねでございます。全国の市町村で進められた平成の大合併の大きな理由といたしまして、地方分権の推進や少子高齢化、広域的な行政需要への対応が挙げられております。これらに的確に対応するためには、行財政運営の効率化と基盤強化を図り、自己決定、自己責任の原則の下に地域の実情にあった行政施策や住民サービスを効果的に展開していくことが求められており、市町村合併もある意味では大胆な行財政改革であったと考えております。国の三位一体改革の中でも交付税総額や補助金の縮減が示され、平成17年度の予算編成に苦慮したところであり、合併の有無にかかわらず今後とも財政運営が厳しくなる傾向に変わりはありませんが、合併を選択したことにより町民の皆さんのご要望を取捨選択しながら、必要不可欠な社会資本の整備と効率的な行財政運営により、新大山町の発展を目指さなければならないと考える次第であります。3町の合併協定書に掲げられた項目の中でも、多くの項目が行財政改革に関わるものでありますので、町民の皆さんや各種団体、行政のそれぞれに大きな痛みを伴いますが、早急に行財政改革の指針を定め町民・議会・行政が一体となって取り組まれるべき課題であると深く認識いたしております。

次に、「合併当初の予算の査定状況についてのご質問でございますが、本年度の当初予算編成につきましては、第1段階として、旧3町の財政主管課において予算要求額の査定を実施いたしました。新町において、歳入歳出予算の収支バランスを点検しましたところ14億円あまりの歳入不足が判明いたしましたので、改めて5月に2回目の予算査定を実施したところであります。

具体的に事業について、申し上げますが、まず大山の学校給食センター新築工事費であります。給食数700食、事業費4億5035万9千円の当初事業計画でありましたが、児童生徒、教職員を含めて給食数が600食あれば充足されるものとして、総事業費を4億円に縮減いたしております。次に、大山中学校の校舎サッシ取替え工事事業費が5006万9千円あがっておりますが、これについては、部分補修で対応できるものとしてゼロ査定いたしております。

また、なかやま多目的広場屋根改修工事費624万4千円についても、同様な理由により

ゼロ査定といたしております。

光徳小学校プールの改修工事及び庄内小学校多目的ホールのエアコン設置工事につきましては551万2千円と444万4千円がそれぞれ予算が要求されておったところでありましたが、小学校統合を目指す時期でもあり、改修不要としてゼロ査定といたしております。

スポレク祭のリハーサル大会補助金441万円につきましては、大会協賛に係る事前協議の際には、補助金交付の要請が無かったため、本年度はゼロ査定といたしております。

道路の新設改良工事費につきましては、当初要求額は、4,184万5,000円でありましたが、事業の優先順位化を行った結果、2,694万5,000円に縮減をいたしております。

その他金額的には些少ではありますが、管理職手当や特殊勤務手当の見直しを行いますとともに、欠員不補充等により、人件費の抑制を図っております。以上で答弁を終わります。

○議長（鹿島 功君） 小原 力三君。

○議員（13番 小原 力三君） 第1点目の行財政改革でございますけども、町長、果たして行財政改革この地方の行政でやっていけるのでしょうか。私は、今、考えてみますとやはり国や県はやはり地方だと、地方に仕事を渡すんだと、そうすれば合併協の中でも10年で50人減らすとうたってありますね。職員数を。そうすると今、国や県は地方に仕事を持っていけど、金は出さんけど、仕事は持っていけということでございまして、ほんとにスリム化になるのでしょうか。これ1点だけ教えてください。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 小原力三議員さんの再質問に答弁をさせていただきますが、行財政改革をどう捕らえるかということだろうというふうに思っております。ご承知のように地方分権、これが進んできているわけでありまして、今、三位一体改革の中で特に私どもとして議論していただかなければならない、われわれも議論しかけていかなければならないというふうに思っておりますのは、ひとつには財源の移譲ということも当然重要であります。交付税ということも重要であります。しかしながらもうひとつ大きな視点としては、国の役割、県の役割、市町村の役割、これをどういうふうに整理していくかということも大きな課題だというふうに思っています。

そういった中で、われわれ末端の自治体といたしましては、直接的に住民の皆さんの生活を見ているわけでありまして、そういった方々の安心安全な暮らしを守っていく、それがわれわれの一番大きな使命だというふうに思っておりますが、町民は町民であり、県民であり、国民であるわけでありまして。町の中には町道があり、県道があり、国道があるわけでありまして。同じように県の管理のもの、国の管理のもの、さまざまな施設もあるわけです。そういった中で、国の責任はどこまで、その町民の国民の要望に対応していくのが、県はどこまで、市町村はじゃあどんな役割をするのか、そのことがはっきりしていかなければ財源をどういうふうに充てていくのかということも実は優先順位として、難しい部分

があるのではないのかなというふうに思っております。

国のことは全て国が国費で市町村に負担を求めないでやるんだ、県は県の管理の部分、県の責任の部分は町村に負担を求めず全部やるんだ、そうすれば町に役割の中で、どのくらい財源があればできるのか、場合によっては、交付税がなくてもできるのかもかもしれません。そういったところの議論が必要だろうなというふうに思っております。

ただ基本的に、今求められている行財政改革というのは、やはり今まで行政運営をしていく中で、無駄な部分が沢山あったのではないかとということも、各方面から指摘を受けているところでもあります。そういった中で、職員の削減もそうでありますけれど、事務事業の見直し等もこれも積極的にこの合併を機会に進めていかなければならないというふうに思っております。職員の削減した分をこれも行政の役割が少なくなってくれば、小さくなってくれば職員が少なくてもできるわけであります。

そういった意味では、その我々に課せられるもう一つの検討課題は、行政の役割と住民の役割、これをきちっと確認しあうということが大事だろうというふうに思っております。今まで行政が行なってきたことも地域の課題として、住民のみなさんが主体的に取り組んで頂くということになれば、行政の役割が少し軽くなるわけであります。それに伴う職員も少なくてもすむわけであります。そういったところも一緒に考えていかなければならない、だから行財政改革というのは、よそだけの問題だけではなくて、住民とも含めて共に取り組んでいく課題だろうと思っております。以上です。

○議長（鹿島 功君） 小原 力三君。

○議員（13番 小原 力三君） 分かりました。それでは、第2点目の大山町の農業政策はということで、質問いたします。

農業問題は大きな転換期にあり、高齢化に伴い、農家は困惑しているのが実態であります。町長は、大山町の農業をどの様に舵を切っていくのか、町長の基本姿勢をお示してください。

そこで、次の4点を質します。第1点、17年度予算は、これ農林水産業ですね、の予算は17億4千万余りですが、切捨てたもの、又新しい取り組みはということで、第1点目を質問いたします。第2点目は、各種、作物による助成金または補助金は、ということで、細部に渡っては担当のほうに聞きますので、大まかなことで結構でございます。それから、第3点目ですけど、米価と減反政策をどう考えるかということでございます。それから第4点目、農業、漁業、林業その他各種の制度資金の広報活動を実施するのか、町民に示す考えがあるのか町長の考えを質します。以上、4点。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） それでは大山町の農業施策についてご質問にご答弁させていただきます。4点ご質問頂きました。

まず第1点目の17年度予算において切り捨てたものというご質問ありますが、合併

にむけた事業の調整の中で廃止となったものはございますが、本年度予算の中において、切り捨てたものはございません。又新しい取り組みにつきましてはこれまで培われてきた農業生産環境を活かした、「大山ブランド」として地域の特色を活かした農業振興を図っていく中で必要な施策を取り組んで参りたいと考えているところであります、

第2点目の各種作物による助成金又は補助金ということではありますが、収益性の高い品種への更新等を図るための梨やりんご苗木の購入補助、ブルーベリーの産地形成促進のため苗木の購入補助、葉タバコ黄斑えそ病対策のための薬剤購入補助、みどり大豆の振興を図るための価格差補給、ブロッコリー・ねぎなど特定・指定野菜の価格差補給、梨の栽培農家が加入する果樹共済掛金の助成などで補助金として計上しているところでございます。

また、3点目の米価と減反政策をどう考えるかというご質問でございますが、米価の安定は稲作農家にとっては農業所得の安定、生産向上につながるものであり、減反の政策は、米の生産を抑制することで、過剰供給を防いで米価の安定を図り、消費者の安定した生活を守ることを目的とした政策であります。30年以上に亘って取り組まれて参りましたこの制度、生産調整協力者により現在の米価が支えられていると考えます。双方とも日本の農業の根幹にかかわる重要な問題であります。生産調整には課題が多いことは事実であります。しかし、それによって米価が維持されるということであれば生産調整も必要であろうというふうに考えております。

すでにご承知のとおり、平成14年に米政策改革大綱が決定し、その内容では平成22年度のあるべき米づくりの実現に向け消費者や市場を重視し、安定的な米の供給ができるよう関係者自らが創意工夫を発揮し、積極的な取り組みを行うことが必要と定められております。地域水田農業のビジョン作り、生産数量調整方式、産地作り交付金の創設など新たな施策が取り組まれており今後とも制度の有効活用を図ってまいりたいと考えておるところであります。

第4点目の農業、漁業、林業その他各種制度資金の広報活動を実施するのかということではありますが、それぞれの分野での制度資金を広報することにより広く町民の皆さまに理解を深めていただくことになろうかと思いますが、従来各種制度資金の広報活動についてはそれぞれ関係する機関を通じて情報の提供があること、個々に関係する者が限られていることなどからこれまでの方法で取り組んでまいりたいと考えておるところであります。

○議長（鹿島 功君） 小原 力三君。

○議員（13番 小原 力三君） 3点目の米価と減反でございますけれど、町長、今おっしゃいましたけれど、やはり実態は、違うんじゃないかと自主流通は今どんどんどんどん下がっておる、ねえ、減反はどんどんどんどん上げてくる。自主流通米、値段ご存知ですか、今、町長。知らない。まあいろいろありますんで、これ本当に減反したって米価上がってこないんですよ。下がる一方なんです。今、米作ってる農家、大変今困ってるんです。来年はどげしようか。転作したって転作補助金は減らされる、転作畑は草だらけにな

る。草刈らんと今度は中山間地の直接払いはカットされる。そういう説明でしたよね。この間の説明。農家は大変な時期に入っているんですよ。冒頭でも言っておりましたけれど、町長は大株主でもあり、舵をとる船頭さんでもあるわけですけど、これから大きな海原に出て行かれるんじゃないかなとわしは思っておるんですけど、大株主さんも大変だろうし、船頭さんも大変だろうと思いますけれども。やはり農家も大変なんです、実態が。そういうことをもう少し考えて、この大山町の農業に対する施策を考えて頂きたいなというふうに思っておるところでございます。もう一度、ご答弁願います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 小原議員さんの再質問に答弁させていただきます。

決して農業の今の状況が楽だなんていう思いはもってはおりません。ただ、これから求められていく部分というのは、今まで長年、行政指導の中で、転作についても米の政策についても取り組まれておりました。しかし今、それが大きく転換される中で、農家自身が米を中心とした農業、農村、こういったものをどういうふうに取り組み、組立てていくのか、そういったことが農家自身にも求められている時代だろうというふうに思っております。今、全体の中では、申し上げましたように、産業の活性化の中で、農作物の付加価値をつけていくために、大山という大きな資源があるわけでありますから、これを活用して何とか大山ブランドとして、付加価値を付ける中で、観光や商工業と結び付けて、農業の活性化も図っていかなければならない、これも一つの方策としてこれから取り組むところであります。そして、農業におきましても、実際には苦しい状況の中でも、工夫する中で、米農家の中でも十分な所得を上げておられる農家もいらっしゃいます。或いは米以外の作物と知っても、十分に自立し、素晴らしい農業経営を行なっておられ方もあるわけであります。そういった方々の取り組み等も、お互いに共有化する中で、地域の農業として産業として、どういうふうな取り組みをしていくことがいいのかということこれから総体的な課題として議論をしていかなければならないというふうに思っております。

ただ言えることは、町ではなく、農家の皆さんも攻めの姿勢で、前向きに自分の課題として取り組んでいくことも求められている時代だろうと思っております。それを支えていくのが、行政の大きな役割だろうというふうに思っておりますので、今後とも様々なご意見、ご提言を賜りますようによろしく申し上げます。

○議長（鹿島 功君） 小原 力三君。

○議員（13番 小原 力三君） それでは、最後でございますけれど、第4点目のね、広報活動でございますけれど、今町長は、広報活動を積極的にやるということでした。うそですか。積極的に出来る、えっ、今のやり方で。なら広報活動は改めてやらない、ということですか。と、言いますと、こういう事例がございます。一つは農業問題でございますけれど、今、中間地の直接払いの制度を利用して、ある部落では、部落全体が農機具を、高い農機具ですけど、農機具を買ってですね、それで部落全体で使っていこうと、高い

農機具ですから、たった1年に2、3日使った後は農機具倉庫の肥やしになっておたつてあかんということで、一応、農家全体で買われたそうでございますけれども。そこです、町長。広報活動、これにはまだ制度資金というのがあるんですよ。制度資金と中山間地を加えれば、もっと大きな事業ができたんです。制度資金を利用すれば、国庫補助金と、県の支出金と町と地元と、それと直接払いの資金を入れれば。500万も損をしたわけですよ。損したって言えば、語弊がございますけれど、知らなかったからですよ、これ。こういう制度資金が分からなかったから、職員も教えてくれなかったんですよ、そこは。ねえ、そういうことがあるから、こういうことを質問したわけです。もう少しお願いします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） それでは再質問に答弁させていただきますが、様々な制度資金、制度、補助事業あるのは承知をいたしております。先ほどのご質問の中で、こういったものを積極的に広報するのかということでございました。その答弁として申し上げた主旨は、広報として広く一般住民の皆さんに広報するという方法ではなく、今取り組んでますのは、関係する方々には、情報を提供しながらこういう制度がありますよ、どうですか、いろんな機関の中でお知らせをし、指導をしてきてる、そういう体制をしておりますので、そういう方法で取り組みますと、いうことを申し上げたところでございます。先ほど来、農業施策の方針等にも重なるかもしれませんが、そのような情報というのを、或る意味で農家の方々も、自分の課題としてアンテナを張っておいていただきたいなというふうに思っております。行政側が、こういった制度を使おうとしておられるのか、適用する部分があるのかどうなのか、常に目を配らして、こちらから「皆さん、どうですかどうですか」と仕掛けるといのはやっぱり限界があるというふうに思っております。そういった中で主体的に農家の皆さん方が「こういったことをやりたいんだけど、なんといいことがないか」と「いい制度はないか」「いい補助事業はないのか」ということを自分の問題として、相談をかけて頂き、役場の職員を使っていただきたいというふうに思っております。そういった中でそういった情報を提供することが出来なかったとすれば、それは私どもの方の勉強不足でありますから、しっかり努力していかなければならないと思っております。

情報というのは、なかなか難しゅうございまして、出せばいいというものではない、出した時にたまたまそういう機会にあったから、ぱっと目につきます。そうでないときは、スーッと逃げてしまうもんでありますので、やはりそういったいろんな事業とか、いろんな計画を考えられる時に、どうぞ遠慮なく役場の方に相談いただいて、いい制度が無いか、いい事業が無いかを問い合わせいただき、活用していただければなというふうに思うところでございます。今回の500万、どういう経過の中でその制度を使うことが出来なかったのか承知はいたしておりませんが、基本的にはそういう考え方の中で取り組んで参りたいというふうに思っておりますので、決して広報活動等はやらないというつもりはございませんが、いずれにしてもそういった自分の課題としての視線を農家の方々、住

民の皆さんも持っていただきながら、しっかり活用いただければなと思っております。

(「はい、議長」の声あり)

○議長（鹿島 功君） 今回の質疑、質問は既に3回になっております。会議規則第55条の規定によって、特に発言を許します。

○議員（13番 小原 力三君） どうもありがとうございます。じゃあ、すみません。まあ広報活動もやっていくんだと、それから今、町長が言われたようにですね、もうちょっと、農業施策、国の農業施策、目まぐるしくころころ毎年変わっております。それは分からんことあります。しかしながら、もう少し勉強と言いますか、勉強して住民に知らせるのが一番いいんじゃないかなと、農家に知らせるのが一番いいんじゃないかというふう思っておるところでございます。議長、失礼します。終わります。

○議長（鹿島 功君） 今のは質問ではありませんね。はい。ここで暫時休憩をいたします。

午後2時40分休憩

午後2時50分再開

○議長（鹿島 功君） 再開いたします。次、8番、岩井 美保子君。

○議員（8番 岩井 美保子君） 8番岩井でございます。通告に従いまして5項目の質問をいたします。

始めに、大山町営住宅の賃貸システムについてということで質問をいたしますが、今朝も募集の放送がございました。これは大山町特定公共賃貸住宅というのを1軒、公募されたようでございますが、若者定住化対策に考慮してシステムが動いているかということでございます。それからこの大山町営住宅の条例施行規則にあります町営住宅明渡請求書を発行したことが今までにあったでしょうか。それで現在の町営住宅利用者で、先ほどの2番の該当者はあるかということでございます。よろしくお願いたします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 岩井議員さんのご質問に答弁させていただきます。

まず、町営住宅の賃貸システム、若者向けの住宅ということでありますが、これが動いているかということでございます。大山町の町営住宅は、公営住宅法に基づく町営住宅186戸と、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律、これに基づく町営特定公共賃貸住宅、これが34戸、これを建設し、今管理をしているところであります。

公営住宅の制度の目的は「住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸する」とありまして、一方、特定優良賃貸住宅の制度目的は、「中堅所得者等の居住の用に供する賃貸住宅の供給の促進」であります。

入居の基準、家賃については制度の違いからおのずと差がありまして、町の条例に示しているところであります。大きな違いは二点あり、一点目は、公営住宅の家賃は毎年度入

居者の収入により算定され、特定優良賃貸住宅の家賃は、町が定めた家賃で固定されていること。二点目は、公営住宅と特定優良賃貸住宅の入居資格のうち、所得基準の制限に違いがあることであります。

ご質問の「若者の定住化対策を考慮してシステムは動いているか」ということでございますが、焦点を絞りますために、先ほありました町営特定公共賃貸住宅御来屋団地についてのお答えをさせて頂きたいと思っております。

この団地は、若者の定住化対策の政策を目的として、平成14年度に建設されたのはご存知のとおりだと思います。建物は木造平屋建ての一戸建て構造となっております。建築の構造、外観も若者の嗜好に合うよう配慮をし工夫されていることは御理解をいただけるものだと思います。

入居の際の所得基準、家賃につきましては、国の算定基準に基づき算定したものでありまして、入居者の負担に耐えられ、理解が得られる範囲であると判断しております。

現に、入居されている方の入居時の年齢は20歳代の夫婦が多く、若者の定住化対策の目的は十分果たされているものと評価をいたしているところであります。

次に、町営住宅の明渡請求書を発行したことがあるかとの質問でございますが、町営住宅条例第22条の2の規定によりまして、高額所得者に対する明け渡し請求の事例はございません。条例第25条の規定に示しております住宅の明け渡し請求、該当項目七項目の中で、過去において家賃の滞納者に対して行った事例が1件ありますが、その他の事由による明け渡し請求の事例はありません。

現在の町営住宅入居者の中で「明け渡しを請求できる入居者」の対象に成り得る該当者は、3ヶ月以上の家賃の滞納者でありまして、13戸あります。しかしながら住宅困窮者の方でもありまして、粘り強く家賃の徴収に努め、明け渡し請求をただちに行うものではありませんので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（鹿島 功君） 岩井 美保子君。

○議員（8番 岩井 美保子君） ただいま説明をいただきましたですが、この町長が町営住宅明渡請求書というのが発行できるというのは、低所得者、若いうちは低所得者なんです。入っているうちに年を重ねますと、給料も上がってきて住宅を明渡すようなあれになるのかなということで質問を出してみました。それはこういうふうに書いてあります。

「あなたの収入は、大山町営住宅条例第20条の第2項に定める収入を越えているため、同条例第22条の2第1項の規定により下記の期日までに、町営住宅を明け渡してください。なお、明渡期日が到来しても町営住宅を明け渡さない場合には、期限が到来した日の翌日から明渡しを行う日までの期間について、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の損害賠償をしなければなりませんので、あらかじめ御了承ください」ということが、この条例の中にありました。今、説明を聞いてみますと、そういう所得者はいらっしゃらないと、この住宅に。ですから、これは必要ないことかもしれませんが、特定公共賃貸住

宅っていうのは、控除したあとの所得が20万以上60万未満、というような規定がありまして、若者が入ろうとしてもなかなか入らせていただけないということがあったそうでございます。これは、親の方から聞いたことでございますが。それで自分のところに帰ってこようとしても、ちょっと住宅が狭いので、町の住宅に入らせてもらおうと思って、町の募集に応募したらそういうことで欠けました、という事を聞いたわけです。ですから、どこがどうなっていて、どういうふうになっているのか分かりませんでしたので、ちょっと窓口の方に聞きまして、ちょっと勉強したわけですが、いろいろわかってきた中で、そういう事情があつて、借りられない、ということですが、今特定の、これは国のあれにのって作ったんですから、私たちが作る時には賛成と言って、賛成をいたしました、こと細かく、このことまでは勉強していなかったものですから、今になって、こういう公共賃貸という建物にすれば、やはり規約があつてなかなか若者の定住という事に対しての施策には即さないのかなと思つたのが現実でございます。

まあ、若者を定住させるために、また新しく建てるということは大変にお金もいりますことですし、財政も圧迫しておりますから、そういう望みがないのかもしれませんが、これから先、若者定住という意味に対して、どういうお考えを持っておられますのか、町長にお聞きしたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 岩井議員さんの再質問に答弁させていただきますが、焦点を絞って今の御来屋の住宅団地の話に整理をいたしますと、先ほどご説明しましたように、町営住宅には2種類がある。公営住宅の場合は所得の低い方、だから上限がある。だから所得がその上限を超えた場合には退去して頂く、そういったことになります。それから特定公共賃貸住宅、これについては逆に所得の下限がある。所得の少ない人は入れない。要は、公営住宅の場合は応益応能言ひまして、その収入に合わせて、家賃を決めていくわけでありまして、特賃の方はもう定められた金額でありますので、低額でありますので、収入があろうが無かろうが頂くわけでございます。そうするとやはり、応益、きちっと対応ができる所得のある方をやはり入居の基準として定めなければ、家賃が生活費に負担をかけてしまう、圧迫してしまう、ということがあるわけでありまして、そういう決めがあるわけでございます。

そういった中で、確かに若者定住という思いの中で、若者向けの間取りなり外観で10戸の住宅を特賃で建てさせていただきました。ただこれは若者に限定して、若者以外は入れないというわけではございません。若者であれば、金が無くても入れるというわけでもございません。そういった中で、一つに基準の中でなるべく若い方々に、住まわっていただきたい、そういったことを考えて作った住宅でありますので、先ほど申し上げましたように、殆ど若い方々が入居しておられますので、そういう意味では目的とした、建築の目的を達成しておるのかなというふうに思っておるところでございますので、これだけをも

って、若者の定住対策住居の整備というわけにはならないというふうに思っております。

ですから、幸いには名和町には民間の住宅はありませんでしたが、新大山町になりますと、旧中山町や旧大山町にも民間のアパート等もあるようでございます。また所得が少なければ公営住宅も空きが出てくる場合もあるわけでございますので、そういったところで対応して行って、いくしかないのかなと、思っております。新たにそういった所得の低い方の若い者のための住宅を整備していくっていうのも、投資的に大変な投資になりますので、こうなんだろうと思っておりますが、今ある町営住宅、或いは民間の住宅等を活用頂きながら、住居については若者の皆さんに住んでいただけるような体制づくりが必要だろうというふうに思っております。

まあ、ただいろんな事情があろうかと思いますが、できりゃ、広い屋敷もあるんですから、住める人は同居していただいて、二世帯、三世帯の生活というのも、これもこれからの町を作っていく中で、大変私は有意義な子育てをそれぞれと思っております。まあ、いろいろな事情もあろうかと思いますが、世代間の交流を家庭の中で取り組んでいくことも大事だと思っておりますので、そういった要は家庭の雰囲気、或いは地域で、若い御嫁さんや、若い人を向かえれるような雰囲気づくりも大事なのではないかというふうに思ったりしております。余談でございましたが、申し上げて答弁とさせていただきます。

○議長（鹿島 功君） 岩井 美保子君。

○議員（8番 岩井 美保子君） 了解はいたしますが、やはり低所得者がいるということだけは、大山町の中にも低所得者の若いものが結婚して、苦勞しているということだけはお伝えしておきたいと思っております。

次に参ります。ごみ問題ですが、先ほど同僚議員からも出ておまして、私もごみ袋のサイズを考えてほしいということと、追加袋の100円は高いということを掲げておりますが、3番目の現在のやり方が本当に一番よい方法だと思っておられますのでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 岩井議員さんのゴミ問題について答弁をさせていただきます。今回の合併協議会において決定をされ、現在実施をしておりますごみの問題については、先ほど吉原議員のご質問の中で答弁をさせて頂いたとおりでございます。今一番そういう意味で身近な課題として住民のみなさんも、関心をお持ちの課題だというふうに思っているところであります。

現状を変えるというのは、非常にエネルギーのいることでありますし、様々な思いで受け止め方も違ってくる課題だろうと思っております。いずれにしてもその協議の中で、合併協議の中で、協議をし、3町が協議をして、これがいい方法であろうということで取り組みが進んだ経過があるわけでありますから、それを今、実施をしていくところであります。先ほど来、諸遊議員さんからのご質問にもありましたけれど、決して合併協議会で

決まったことが全てで、これがもう変えることが出来ない課題だとは思ってはおりません。やはり運営をしていく中で、実際にやって行った中で問題点があれば、お互いに協議をして修正をしていくこともこれは必要だろうと思っております。

ただいたずらに、その都度、その都度変えるというわけにはならないんだらうというふうに思っております。特に生活に密着した大変大きな、これは一人一人に関わる課題でございます。まあもう少し、いろんなご意見を聞きながら、このごみの收拾の問題、ごみ袋のあり方の問題、無料配布がいいのか、100円がいいのか、もっと単価を安くして、全員からもらうのがいいのか、或いは全部無料にしちゃうのがいいのか、いろんな方法があるかと思っております。これもまだ3ヶ月でございますので、いづれにしても、皆さん方のご意見を聞く、変更していく、そういった必要性があれば、それは考えていかなければならない課題だという風に思っておるところでございます。

○議長（鹿島 功君） 岩井 美保子君。

○議員（8番 岩井 美保子君） 考えるということでございますので、期待をするところでございますが、旧大山町のやり方にあわせて無料配布、それから追加を100円ということになったようでございますが、合併協でどのような話し合いをなされたのか、名和を代表して出られた合併委員さんはどのような発言をされたのかというののちょっとこれから、勉強していかなければいけないかなと思っておりますが、まず、この無料配布、絶対に私たちは反対です。

まず、無料配布されますのに町の職員が各集落に配りまして、区長はそれを各家庭ごとに並べまして、それを我々住民がもらいに行くというようなそんな手を加えることがあるわけです。もし袋、無料なしにして一番安い値段でしたら7円いくらかかるということでしたから、10円にいたしましてもいる人がお店に行きてその枚数を買う。役場に出た時に行きてその都度買う、という形にできたほうが一番いいということがあります。それから、名和ではゴミ袋を6月いっぱい、古いゴミ袋は6月いっぱいを使いなさいという決まりが出来ました。それは何故、そんなことになったのでしょうか。ある袋をあるだけ使えたらいいんじゃないかと、住民に優しい行政が行われていないからこういうことになるんじゃないか、何事においてもそういうふうに切って捨てる、切って捨てるというようなやり方というのは、私たちは気に食わないのであります。この新しい大山町の袋ができましたがこの袋の中に、旧名和町の袋にごみを入れた中にまた中に入れて出されるんだそうです。そういうことがあっていいのでしょうか、買った袋ですよ。

そういうことのないように、ほかの町村調べてみましたけど、あるなはいは使ってくださいということはこの合併の町村ではないですよ。よその方ではそういうことを言っておられる町もあるようでございます。それから値段にいたしましてもすごく安いんですよ。琴浦町なんかは、50枚で1,190円ということが出ておりますし、米子は20枚で125円、そして半透明なら買い物袋でも良い。これは私たちも行っていますスーパーの袋、

これが小さいサイズですから、週に2回の収集がありますが、それまでに小さい袋で、それこそ変な臭いがしない間に出せてしまうということなのですが、これにいっぱい溜めようと思いますと、私の家族は二人ですので、1ヶ月掛かります。これにいっぱい。マチがついていますから広がるんですよ。そうしますとね、凄く……そういうことなんです。

ですから、こういうことをいろいろ考慮した上で、ごみ袋を変える時とか、何かを変えるという時には、もっともっと住民に説明もなければいけないかもしれませんが、執行部の方は考えていただかないと、後で皆さんがいろいろ不満不平の原因になると思います。不平不満が多いうことは、行政側から離れていくっていうことが多くなってきますので、これだけはやはり、考えていただきたいと思っております。決して皆さんが悪いわけじゃないんですが、合併協で決めた、はいこげですって言われますと、したがっていくのが筋ですけれども、影ではこういうふういろいろと不満が出て参って、最終的には私に議場で言わないけんというようなところまでいくのです。これからのことにぜひ考えていただきたいと思っております。

それからこのごみ問題では、先ほど同僚議員の質問の中で、小さいサイズにするとコストがかかるということをお伺いしたんですが、いくらぐらいコストがかかるかということをお伺いいたします。

それから、今まではこの買い物袋でも良かったわけですね名和は。何故それは駄目になったのか。やはり収集される方が、小さいものでも一つずつ、こういうふうには車に上げられんといけんから、そういう方からやはり大きいのにして、さっと出せたらいいということで、そういうことになったのか。何故その小さい袋、今まであるものを利用してごみに出していた買い物袋が駄目になったのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 岩井議員さんの再質問に答弁をさせていただきますが、まず、基本的に整理をいただかなければならないなというふうに思いますのは、ごみの処理については、大変な経費がかかっている。それを住民の皆さん、一人一人の課題として受け止めていただきたいというのが今回のごみ袋の有料化なり、ごみ袋の配布、これの考え方の根底にあるところであります。みんなが「ごみは只で出しときゃ、只で処理してもらえ」というふうに思っておられるかもしれませんが。しかし今、ごみに対しては大変莫大な経費がかかっております。これを縮減していく方法は、それぞれ一人一人がごみの減量化に努めるということ、私はこれが一番大切なことだと思っておりますし、それしかないのではないかなというふうに思っております。

それをどういう形で進めていくのか、当然意識啓発を広げていき、ごみの減量化しましょう、ごみの分別をしましょう、という取り組みをしてきてはおります。しかしながらなかなかゴミの減量化に進んでいっていない。それも現実でございます。そういった中で、少しずつ行政だけの負担ではなく、住民の皆さんにもそのごみの処理についてのコスト意

識を持っていただくためにも負担をしていただいたのがいいのではないかというのが合併協議会の中での基本的な大きな考え方だったというふうに思っております。

そういった中で、一定枚数、これまでだったら、町が責任をもって処理させていただきますよ。これに努めてください。それが標準的な家庭の、家族の数等で枚数を配っておるところであります。それを超える分については、負担をしていただきますよ、その負担の経費が1枚100円ということでありまして、これは説明を差し上げた単価の根拠であります。原価が7円だ、原価が3円だという問題ではないわけでありまして、袋の。ごみの処理の経費も含めて個人で負担をしてください、だったら減量化に努めてくださいよということなんです。

この課題についてもいろんな方々から聞きました。事業者の方でございましたけども、ごみの処理に大変金がかかるようになった。今まで旧名和町の場合は、事業所については従業員とかいろんな量で定額でございました。それが無料配布がないので袋で買わなくちゃいけないということでもありますので、1枚につき100円でありますから、ある意味大変な負担が生じているわけでもありますけれども、その中で言われたのは、「大変な経費がかかるんで、私は徹底的に分別しています。もうごみに出すもの、とっておくものと分別してほかに出すものときれいに分けていったら、徹底的にやり出したらごみが半分くらいになりました」と、いうふうな話をされました。「素晴らしいですね、今度それはごみの分別名人としてどっかで披露してもらいましょうか」なんていう冗談話をしましたが、そのように、いい意味での意識が働いたなというふうに思っておりますけれども、基本的にはそれぞれ各家庭の皆さんが、ごみの減量化に努めていただく、なるべくごみになるようなものは買わない、生ごみについてはできるだけ農地に還元したり、或いは水気を切って乾燥させて出すとか、いろんな工夫があろうかと思えます。それが一つの袋の中に詰めるということの中で、要は100円でありますけれども、自分自身の経費も削減できるということにつながっていくのではないかなというふうに思います。

そういった意味でごみ袋の有料化しているそれぞれの自治体があります。それはやはり、ごみの原価ではなくてごみの処理費用をいただく中で、それぞれ一人一人が袋代を節約するためにごみを減らそうということで作用してごみが減っていつている、というそういう意識が作用して減っていつているという自治体もあるというふうに思っております。ただうちの場合が、今回の設定として旧大山町の例をとり、一定数無料で配布し、それ以上になったものは有料だという形をとりましたので、先ほどご指摘いただいたような、わずらわしさというものも当然でてきているわけでもあります。だからそれが本当にいいのか、言われるように一定額、7円だ10円じゃなくてたとえば30円だ50円だという、いろんな設定はあると思いますが、処理費も含めてある程度負担をいただくような設定をしながら、無料配布を止めるというのも一つの方法だろうと思っております。

そういったことも含めて、これから検討していかなければならない課題だろうというふ

うに思っておりますが、いろんな方々のご意見聞かなくちゃいけません。今回大山町の方からはあまりこの問題に対しては不満というか出てこないわけでありましてけれども、特に旧名和町からいろんな声を聞かさせていただきます。ただ、私どもとしてもこれは大変な問題だという思いがありましたから、合併協の中で決まったことを区長さん方に説明をし、そして特にごみの問題が集中しておりました。その中でこのごみの課題のついて必要があれば、出かけますということで20いくつかの部落、要請がございまして直接出かけて、ごみの収集方法が変わるということについて説明させていただきました。そういった中でご理解をいただいたというふうに思っておりますし、こちらとしても旧名和町としてはしっかりと住民の皆さんにご理解をいただく場を設けたつもりであります。やはり住民の皆さんも自分の課題として積極的にその情報というのを受け止めていただかなければならないというふうに思っております。そういった意味では、まだその情報が十分に行き届いていないという点はあるかと思いますが、ひとつそれぞれの住民の皆さんに自分の課題としてごみの減量化に努めていただく努力をしていただきたいなと思っております。そういう考え方ありますので、何の袋でもいい、という訳にはならないというのはそこにあるわけでございます。そういう設定をしておりますのに、どの袋でもとにかく透明であればいいということになれば、とにかくごみはどんどんそれで出せばいい訳ですから。それではごみの減量化には繋がらないだろうというふうに思っています。決して収集業務がわずらわしいからスーパーの袋はいけないという訳ではありませんので。一定のごみの袋をみんなが使うことによってごみの減量化に繋がっていくのでありまして、そこら辺のところは趣旨としてご理解をいただければなあというふうに思っております。以上でございます。

小さいサイズについて、それを作ればコストがかかるということでございました。それは答弁いたしておりますが、具体的に今、小さいサイズを作ったらいくらかかるかというところまでは検討しとりませんけれども、少なくとも2種類を作れば、1種類よりはコストがかかるというのはそれは考えられることだろうというふうに思っておりますので、そういう意味での答弁だったとご理解いただければ、具体的にこれから小さい袋大きい袋、そういったことが必要であればそれも検討して参りますが、そうするとまた、小さい袋を何枚、大きい袋を何枚、いろいろさまざまな煩雑なことも出てくるとは思っておりますけれども、そこら辺も具体的な検討はさしていただきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（鹿島 功君） 岩井美保子君。

○議員（8番 岩井 美保子君） 検討しますということですので、了解をさせていただきます。

次に中山間地の直接支払制度についてということですが、第1期実施にあたりました時に旧名和町は三法に外れていました。国のガイドラインに値しなくて外されたのか、町が外したのかということと、それから第1期の実施にあたり、これは全町に対してこういう

事業が国からきましたよという説明があったのでしょうか。

それから、2番目に第2期実施に当り説明会がこの間開催されたようでございますが、どんな内容でございましたでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 中山間地の直接支払制度についてのご質問についてお答えいたします。

三法指定とは、ご案内のとおり特定農山村法、山村振興法、過疎法で一定の要件を満たす市町村に対して、国が指定するものでありますので、町が勝手に外すとか、外さないと言う問題ではないというふうに思っております。そういう国の定める三法に該当する町村でなかったということでもありますので、町の判断の基準は入る余地がございません。

今回、旧名和村を県が知事特認の対象地域として承認しました理由は、国の知事特認基準のガイドランであります、農林業従事者割合が10%以上、または農林地率が75%以上、D I D、いわゆる人口集中地区であります、これからの距離が30分以上、人口減少率が3.5%以上でかつ、人口密度が平方キロメートル当たり150人未満の要件を旧名和村が全て満たしたからだというであります。

また、第2期対策のついでの説明会、内容はという事ではありますが、新対策の実施にあたりまして、既に前期対策で取り組んでおられます集落を対象とした説明会と、今回新たに対象地域になる集落と、前期対象からの対象地域でありますけれども、取り組んでいなかった集落、こういった集落を対象とした説明会を2回にわけて開催いたしました。

前者につきましては、新対策による制度改正の内容を中心に、後者につきましては、制度そのものの内容を中心に、今後のスケジュール、及び集落協定や活動における留意点の説明を行ったところでございます。特に旧名和地区におきましては、地元の強い要望の中で今回の件特にという指定を受けた地区でございまして、是非ともそれぞれの該当地域の中で積極的に取り組みを展開して頂きますことを切望しながら、答弁とさせていただきます。

○議長（鹿島 功君） 岩井美保子君。

○議員（8番 岩井 美保子君） 説明をお聞きいたしましたのですが、答弁をいただいたんですが、この第2期の実施に当たり、なんか巷で聞きますとすごく難しくなると、緩和されたんだけど、難しくなると。1期と2期とどこがどう違うんでしょうか。説明をお願いします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 岩井議員さんの再質問でございまして、制度の詳細でございまして、それにつきましては担当課長のほうから答弁をさせていただきます。

○議長（鹿島 功君） 産業振興課長。

○産業振興課長（渡辺 収君） ただいまのご質問でございまして、確かに従来の制度よりは難しくなっております。従来の制度でいきますと、通常単価、前回の制度の8割

しか出ません。ただし、必須要件といたしまして、ある程度のことをしていただきますと、従来どおりの10割が出ます。そういうことがございますので、要件的には緩和になりましたけど、条件的には難しくなったということがございます。

○議長（鹿島 功君） 岩井美保子君。

○議員（8番 岩井 美保子君） 次に4番目、防災無線放送で午前10時と午後3時にチャイムを鳴らして欲しいというのもこれも同僚議員と一緒に質問になっておりますけれども、特に私の場合聞きましたのには、高齢者の方がとっても便利であったと今までは、若い人は時計も持ってますし、携帯電話もありますので、時間を分かる方法がいろいろありますが、特に高齢者が放送が無くなってしまって困っていると。ましてや山や畑の中におりますと、方向さえも分からんような感じがするけれどもそのチャイムが鳴ったら、「あ、自分は今こっちの方向におるな」というようなことまで分かっていたということをお聞きしました。それぐらいこの放送は、役に立っていたのでございます。町長は午前中の答弁にもいろいろと考えてみるということをおっしゃいましたですが、同僚議員が二人同じことを質問するということになりましたことは、やはり町民がそれだけ多くそういうことを言っているということにつながりはしませんでしょうか。

ですから、やはりこのところはやかましい方もあるかもしれませんが、ある程度、人を助けるという意味でもチャイムの10時と3時は、少し何かの形でお知らせをいただけるような形に持ってきていただけたらと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 防災行政無線の10時、3時のチャイムの件でございますが、午前中、吉原議員さんにご答弁を申し上げたとおりでございます。それぞれ必要とされる方もあれば、必要でないという声もあるわけでございます。いずれにいたしましても少し時間を頂きながら、検討させていただかなければならない、というふうに思っているところでございます。以上でございます。

（「了解」の声あり）

○議長（鹿島 功君） 岩井美保子君。

○議員（8番 岩井 美保子君） 最後の5番目でございますが、大山町役場の正職員、嘱託職員、臨時職員、それぞれの人数と将来へ向けての削減の推移はということで、資料をいただきました。これで皆さんがこの資料を見ればはっきり分かるんでございますが、合計いたしますと392人の人がいらっしゃるということがございます。それで、私はむやみに職員を減らしていいという訳ではございませんでして、この退職者の方が次々と退職された後少しずつ補充をしていくという形に、示してもらっておりますのでそれで結構かと思いますが、まずこの合併に当りまして職員の方々が大変お疲れになったんじゃないかという気がしております。それで働く人はどんどん働いたということがございます。楽をしちよなった人なんて言えば語弊がありますけん、そんな人はなかっただろうと思

っておりますが、やはりこれからは、財政も困難でしょうが働いた人には働いたように何がしかという方向づけ、それからそういうことがなくては働く意欲も湧かないのでありまして、一律同じというんじゃなくて、そういう考え方をしていただける方向はないものでしょうかと思ひまして、いかがでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） それでは答弁をさせていただきます。

職員の数等についての推移含めての答弁ということでございます。まず、新大山町におきます職員の数についてであります。特別職を除く職員の数は、正職員が265人、嘱託職員が92人、臨時職員が35人でありまして、部署別の嘱託職員数、臨時職員数等はお配りしています別添資料のとおりであります。特に、嘱託等部署によって集中をしているという現状もご理解いただきたいと思うところであります。

次に、将来に向けての削減の推移ということですが、合併の際にも職員数の削減に関する問題は、住民のみなさんの大きな関心だったというふうに思っております。本来、これまでも申し上げてきたとおり、新町の職員のあり方につきましては、新たに策定します「大山町定員管理計画」の中で決定し参りたいと考えておりますが、その策定の基本的な方針といたしましては、合併協の中では当初、退職者の4割相当という意見も出ておりましたが、退職者の3割相当数を新規採用し、補充する考えでいきたいというふうに思っているところであります。

この方針に基づきますと、10年後の平成26年度には、現在の265人から44人17%削減の221人となる見込みであります。これは国が示しております5年間で4.6%の削減計画を上回るものであります。

また、嘱託職員及び臨時職員の大半は、先ほど申し上げました特定の部署という事を申し上げましたが、保育所及び診療所の保育士、調理補助員、看護師等で占められている現状を鑑み、保育所の統廃合やもしくは乳児のみを対象とした保育所、3歳以上児を対象とした保育所等の機能の分担化や、診療所においては大山診療所の入院病床のあり方を検討しなければ大幅な削減は図られないと考えております。

そのほかにも、施設管理部門におけるアウトソーシングを視野に入れながら、町民のみなさんや議会のみなさんと議論をする中で、その方策を模索して参りたいと考えておるところでございます。更にご質問にございましたが、今、合併間もない時期でございまして、分かっているようでも分からないことが、職員の中にも沢山ございます。合併協議に基づいて、事業をそのまま進めていける状態にもありませんで、一つ一つが新たな取り組みという課題もあります。

更には、同じ仕事を今まで取り組んでいても、それぞれ旧町の中の歴史、やり方があります。そういった中でその手法の違いによって苦勞し、それぞれ一つの手法を見出しながら取り組んでおるという意味では時間がかかっておる部分もあります。職員それぞれ、大

変な苦勞をしながら、今、毎日業務に取り組んでおります。私自身も決して怠けておる職員がおるなんていうことは毛頭思っておりません。

ただ、おっしゃるようにこれから先、仕事をしていく中で、それぞれの仕事に対する姿勢、やりがい、達成感、そういったものが、それぞれ職員が見出せるようなそういった職場環境を作っていくことも重要であろうというふうに考えておるところでございます。以上で答弁終了です。

(「了解、私の質問は終わりいたします。」と呼ぶ者あり。)

○議長(鹿島 功君) 次、4番、遠藤 幸子君

○議員(4番 遠藤 幸子君) 4番遠藤です。よろしく申し上げます。通告書にしたがって2点の質問を町長に申し上げます。

団体活動に対しての補助金の削減についてお尋ねします。町づくりの為に、各種団体活動に対しての補助金は、大変大きな役割を果たしていました。今後の新しい町づくりにも、補助金は大きく役立つものと思います。今回の合併によって、各種団体活動の補助金が削減・廃止されました。そのことについて聞きたいと思います。

合併協議会では、旧3町に有る団体活動に対しての補助金は考慮するが、一つの町にしかない団体活動に対しては、対象外との協議がなされています。例え、一つの町にしかない活動であっても、町政を進める上で必要なもの、地域の活性化につながるものは補助すべきと考えます。

例えば、旧大山町で行われていた『夏、冬のふるさと市』『花と緑のまちづくり』の補助金は廃止されました。その他にもいろいろあると思います。町長は、この件に関してどうお考えかお聞かせください。

○議長(鹿島 功君) 町長。

○町長(山口 隆之君) それでは、遠藤議員さんのご質問に答弁させていただきます。

団体活動に対しての補助金についてのご質問でございますが、合併協議における補助金の取扱いにつきましては、従来からの経緯や実情を踏まえつつ、改廃を含めて検討し、合併時又は新町において調整をすることを基本に、各町で同一又は同種の補助制度については、できるだけ早い時期に統一の方向での調整を図る。各町単独の補助制度については、その必要性や内容を検討し、新町全体の均衡を保つような調整に努めて参ったところであります。

議員さんご指摘のとおり、補助金はまちづくりに向けて活動する各種団体の育成、支援を目的としてその役割を果たしてきたところであります。しかしながら、育成、支援についてその団体がある限り、継続するものではなく、あくまでも目的を達成するまでの一定の期間に限っての活動機運の醸成、先進的な活動の普及のきっかけづくり、団体等の自立をうながすために支援していく、そういったことが基本的な姿勢であると考えております。

今、議会に予算措置を提案いたしておりますふるさと活性化事業費補助金も同様な考えでもって提案をさせて頂いておりますので、ご理解、ご支援をいただきますようによろしくお願ひ申し上げ答弁とさせていただきます。

○議長(鹿島 功君) 遠藤 幸子君。

○議員(4番 遠藤 幸子君) 続けて再質問をしたいと思ひます。

育成に関して補助を出すという町長のお考えは確かに正しいと思ひますけども、それを継続していくのに、やはり費用を捻出することができる会でしたら、それはそれで続けることができると思ひますけども、この私が先ほど提案させていただいた中の夏冬のふるさと市、これは18年前から継続している事業なんですけども、18年続いている意義というのはやはり地元の根付いた活動でもありますし、各いろいろな団体のボランティアによって続けているものですから、やはり何らかの補助があるほうがボランティアに出て行く方に対しても気持ち、何かをしていくこともできますし、それからふるさと市といっておきまけれど、本当原価に近いような状況で地域の方、特に高齢者の方が沢山いらっしゃるんですけども、夏は盆用品などを扱い、冬は正月用の餅とかしめ飾り、そういうものを主にやっておりますので、やはりそこはほかの事業とは別のような考え方で見ていただけたら、これは旧大山町だけじゃなくって、こういうものは旧名和、中山にもあるんじゃないかなとその辺はどうお考えでしょうか。

それともうひとつの花と緑のまちづくりというのは、私が聞きましたのには、昭和55年に開始されて、それは当時の町長がヨーロッパの方で視察して帰られた後から出来たものと聞いております。それは、大山町は観光地でありますので、花で観光客を迎える、やっぱりヨーロッパの方に行った時に、観光地に行った時、花で町が飾ってあった、それにすごく感銘を受けた、その精神から始まったものと聞いております。

始めは、公的な場所だけやっておられたそうですけれど、今では各集落に花壇ができておきまして、観光地にいらっしゃる方が、その道路沿いに花がある、それで心が休まるというふうにも聞いておりますので、こちらの方もそういう観点でご検討いただけたらと思ひますのでお考えをお聞かせください。

○議長(鹿島 功君) 町長。

○町長(山口 隆之君) 遠藤議員さんの再質問に答弁をさせていただきますが、ご質問の趣旨として私も答弁もさしていただきましたが、団体活動に対しての補助金のあり方という趣旨でのご質問を頂き、それに答弁したつもりでございます。そういう意味で、個々の今までの取り組まれた事業等の在り方、今後の取り組みについては、少し承知をしてない部分もございまして、一般論として補助金というものには、さまざまな目的があろうというふうに思っております。

特に団体の活動の助成という形での補助金でありましたら、基本的にはその団体の活動を支援する中で、基本的には目指す方向としては自立を促していくことが必要ではないか

など思っております。常に補助金がある中での活動を目的として計画していくというのは、そういう意味ではこれから求められていく団体活動としては、少し考えを整理していかなくてはならない点もあるのではないかなと思っております。補助金の中にもおっしゃるように、その団体としてその活動の中に行政として支援する中で財政的な支援をしていかなければならないという団体活動も当然あると思っております。しかしながら、そうでない活動もある。住民が住民の力で町を興していく、そういった大きな力を期待するのであれば、いつまでも行政の中の財源というものを基本に据えながらの活動では広がりを持たないのではないかなという思いもあります。

そういったことも含めてこれから補助金のあり方というのを、実は検討していかなければならないと思っております。これは、長年行政の内部で取り組んで予算をつけていって担当していきますと、なかなか顔が見えてこの補助金を切ろうと思うと、「いやそりゃいけんわい」と、「裏の事情もわかるけ」「そげか、なら残さないけん」という、なかなかそういうところになってしまいますので、一定の外部のご意見も聞きながら、一定の補助金のあり方の方向をきちっと整理をする中で、こういった活動については補助しましょう、こういった活動についてはどうしましょう、というひとつの基準を決めなければこの補助金・負担金の整理というのはできないのかなあというふうに思っています。補助金・負担金の整理というものをある程度方向づけをしないと実は財政の効率化にもつながらない部分がございます。今まで3町で取り組んでおられた補助事業、或いは負担金等、合併後調整をするということになっておりますが、要はみんな一番つらい部分は新町にいただいているところがございます。でも今、それが団体が合併をしても、或いは合併をしなくても、要は2倍、3倍そのままの経費がかかっているところでありまして、もう少し、財政の効率化を図る中で、限られた財源を有効に活用していく方法はないのか、有効に補助金を活用していく方法はないのかということ、少し別の方向を検討していかなければならないと思っておりますので、その中でまた、私どもと一緒に議論をしていただければなというふうに思っております。

先ほどの個別具体的な、夏冬のふるさと市とか、花と緑のまちづくりという、こういった取り組みにつきましては、先ほどご答弁申し上げましたけれども、新しくふるさと活性化事業補助金、活性化事業という事業を今、要綱を定め、補助金を今、予算の中に提案させていただいております。これは地域の皆さんが、部落単位であったり、地域単位であったり、団体であったり、そういった方々が地域の活性化のために事業を取り組まれる、それに対して助成をしましょうという事業でございます。花を作って地域を明るくし、みんな共同で町の美化を図っていく、これも目的に沿う事業ではないかなというふうに思っておりますし、夏冬のふるさと市、これもそういった意味では住民の皆さんのふれあいと交流を目的とした事業ではないかなあというふうに思っておりますが、こういったものもそういった事業の中で対応できるのかどうなのか、担当課の方とまたご協議をいただく中

でこの事業、予算が通過いたしましたら、積極的にさまざまな場面でご利用いただければなあというふうに思う次第でございます。以上でございます。

○議長（鹿島 功君） ここで暫時休憩をいたします。

午後 3 時 4 7 分休憩

午後 3 時 5 9 分再開

○議長（鹿島 功君） 再開いたします。遠藤幸子君。

○議員（4 番 遠藤 幸子君） 続けて 2 問目の質問をします。

女性団体の育成についてお尋ねします。町長は施政方針で、地域団体、子供会、女性団体、青年団などや、社会教育団体の育成や指導者の育成に努力すると述べておられますが、今回は、その中の女性団体についてお尋ねします。

社会は、男女共同参画の時代です。新町大山にも女性の参画が大いに必要だと思います。旧大山町には、各女性団体をまとめる女性団体連絡協議会があり、行政とお互いに協力しながら活動してきました。女性の元気は、地域の活性化にも大いに役立ってきたと思います。今回の合併にあたり、全町の女性の団体がまとまれば、活動が広がり新しい町づくりにも大きな力となると思います。女性団体育成の町長の考えを聞きたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 遠藤議員さんの女性団体の育成についてというご質問に答弁をさせていただきます。

新町における女性団体の育成についてでございますが、旧 3 町では、構成団体に若干の違いがありましたが、それぞれ婦人会などを中心に、女性団体が組織をされ、大いに活動されてきたことは承知をいたしております。現在、新しい組織づくりに向けて、自主的に協議を重ねていると聞いております。女性団体が更に広い土俵で、活躍をされ、行政とも協力をして町づくりに取り組まれることを期待をしているところでございます。

町としても、男女共同参画社会を展望し、各種の委員会、審議会などに、女性を登用する機会を増やしたり、女性団体がそれぞれ、固有の活動を大切にしながら、新しい地域活動に取り組まれるよう連携や支援をして参りたいと考えております。

具体的には、各種のイベントや、青少年育成、福祉活動、まちづくり等への参画、更に教育委員会では、女性団体へのリーダー研修会など、組織づくりにも力を注いでいるところでございます。いずれにしても、女性の皆さんの活躍、力に大変期待をしているところでございます。

○議長（鹿島 功君） 遠藤幸子君。

○議員（4 番 遠藤 幸子君） 今、町長の育成に対してのお考えを聞きました。ありがたいと思っております。そして、各種の委員の女性の登用を考えておられるということも、大変心強く思うところですが、まだこの旧大山町・名和・中山の女性達は能力があり

ながら、そういう場を与えられても、なかなか自分の方からそういう場に出るという方がまだ少ないように思います。やはりそれを地域が、行政が必要としているんだよというふうに、その人の自覚を強めるっていうんですか、そういうためにもこの組織というものが必要だと思いますので、女性団体ばかりじゃなくって、地域のいろんな団体のところにそういういろんな能力のある方を、どんどん私たちも出て行って頂きたいと考えておりますし、またそういう機会があればどんどんそういう方も是非出てもらおうように私たちの方からも声をかけたいと思います。そういう登用していただける場を今与えていきたいと町長がおっしゃったのを強い……、すいません。ちょっと考えがまとまらなくて。

これからの女性が本当に必要なのは、自分の方から率先して、その地域などに出ていくことだと思いますので、その為にもまた町のほう町長のほうの協力をお願いして、これは質問じゃなくって、お願いのほうにして、私の質問を終わりにしたいと思います。すいません。ありがとうございました。

○議長（鹿島 功君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

次会は、明日28日に会議を開きます。一般質問を行いますので、定刻までに集合してください。本日はこれで、散会いたします。

午後4時5分散会
